

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

財源の裏づけをもって計画的に実施する「計画事業」と、
経常的に実施する「経常事業」を体系的に示すことで、
区が実施する施策や事業の全体像を明らかにします。

※「経常事業」には、単独の予算事業、関連する複数の予算事業、
一つの予算事業を施策体系別に分割したものなどがあります。

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|--|--|
| I 区民が自治の主役として、考え、行動していきけるまち | 1 参画と協働により自治を切り拓くまち | ①自治の基本理念、基本原則の確立 | 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充 | 都区制度改革や地方分権改革の取組みの中で、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区が“自己決定・自己責任”に基づく自立した行政運営が行えるよう、全国市長会や特別区長会等を通じ、国や都に対して働きかけていきます。 | 総合政策 | 1 | | |
| | | | 自治基本条例の推進 | 新宿区における自治のあり方の基本理念、基本原則を明らかにする新宿区自治基本条例の施行に伴い、広く条例の趣旨を区民に周知します。 | 総合政策 | 2 | | |
| | | ②協働の推進に向けた支援の充実 | NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進 | | | | | |
| | | | ①協働事業提案制度の推進 | 特定非営利活動法人、市民活動団体等の社会貢献活動を行う営利を目的としない地域活動団体から、その専門性や柔軟性を生かした事業提案を公募し、選定された事業を提案団体と区が協働で実施します。24年度は、課題を検証し、事業の見直しを行います。 | 地域文化 | 3 | | |
| | | | ②協働支援会議の運営 | NPO活動資金助成や協働事業提案制度の審査、協働事業の評価、協働と参加を進めるためのしくみづくりについての検討を協働支援会議で行い、新宿区にふさわしい協働事業を推進します。 | 地域文化 | 4 | | |
| | | | ③協働推進基金を活用したNPO活動資金助成 | 区にNPO活動団体登録をしたNPO法人が、区民を対象として実施する社会貢献事業に対して、区民や事業者からの寄附金と区費を積み立てた協働推進基金を活用した助成を行います。 | 地域文化 | 5 | | |
| | | | ④NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充 | 新宿NPOネットワーク協議会と連携して、新宿区で活動する社会貢献活動団体のネットワークをつくり、意見交換や相互支援等を促進し、地域課題解決に向けた活動を行います。また、NPO等に関する情報発信の拠点、各団体が広く交流する場、体制基盤を強化する場として、(仮称)NPOふれあいひろばを開設します。 | 地域文化 | 6 | | |
| | | ⑤協働促進のための情報提供 | 地域を支える多様な主体の活動や協働・参画によるまちづくりへの区民の理解・参加を図るため、区民活動支援サイトによる地域活動情報の発信や協働事業普及啓発冊子の作成を行います。また、(仮称)NPOふれあいひろばでの協働事業の情報提供の仕組みについて検討します。 | 地域文化 | 7 | | | |
| | 地域協働事業の支援 | 各特別出張所区域ごとに、住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進するため、地域のコミュニティ団体が行う、地域住民・団体等が広く交流できる事業に対して、その費用の1/2を助成します。 | 地域文化 | 8 | | | | |
| | 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち | ①地域自治のしくみと支援策の拡充 | 町会・自治会及び地区協議会活動への支援 | | | | | |
| | | | ①町会・自治会活性化への支援 | 新宿区町会連合会と連携し、地域の様々な課題に取り組むとともに、地域住民の親睦や地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会への加入率の向上を図ります。また、老朽化した町会掲示板の建て替えを補助し、その際、地番情報を貼付・発信します。 | 地域文化 | 9 | | |
| | | ②地区協議会活動への支援 | 区民の区政参画と地域課題解決の場である地区協議会の運営・活動を支援し、住民自治の充実を図ります。また、地区協議会のあり方と財政的支援制度について検討を進めています。 | 地域文化 | 10 | | | |
| | | コミュニティ活動補償制度 | 区民が公益的な活動で被った損害を補償するために、区が一括して保険に加入し安心して活動に取り組める環境を整備します。 | 地域文化 | 11 | | | |
| | | 掲示板の維持管理 | 町会・自治会等と連携し、区内に設置されている掲示板を通じ、区事業の周知等区民に対する広報活動を行います。併せて掲示板の維持改善を行います。 | 地域文化 | 12 | | | |
| | | 生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備 | 人材バンク(生涯学習指導者・支援者バンク、アーティストバンク、通訳・翻訳ボランティア、日本語ボランティア、博物館ボランティア)制度を活用するとともに、地域の個性や特色を活かした生涯学習活動等が行えるような新たな仕組みを検討します。 | 地域文化 | 13 | | | |
| | | ②コミュニティ活動の充実と担い手の育成 | 地域活動への支援 | コミュニティづくりの推進のため、地域活動を支える人材育成を図るとともに、特別出張所等において、地域行事等の情報収集・提供や、地域活動援助物品として行事、活動等で利用する物品の整備・貸出を行います。 | 地域文化 | 14 | | |
| 四谷ひろばの維持管理 | | | 旧四谷第四小学校跡地を、地域の自主運営による交流・施設開放の場「地域ひろば」、及び地域と協働で事業を担うNPOの施設「CCAAアートプラザ」「東京おもちゃ美術館」からなるひろばとして活用します。 | 地域文化 | 15 | | | |
| 地域センターの管理運営 | 地域のコミュニティ活動の拠点として会議室や多目的ホールを持つ地域センターの管理運営を行います。運営は、地域住民等で構成する管理運営委員会(指定管理者)が行っています。 | | 地域文化 | 16 | | | | |
| II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち | 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち | ①人権の尊重 | 成年後見制度の利用促進 | 高齢者人口の増加に伴い、今後ますます成年後見制度の必要性が高まると考えられることから、19年度に設置した成年後見センターを中心に、制度の利用促進に向けた普及啓発や相談支援を行うとともに、市民後見人の増員と養成を行います。 | 福祉 | 17 | | |
| | | | 配偶者等に対する暴力の防止 | 配偶者等に対する暴力防止を啓発するため、配偶者等からの暴力に関する講座を開催します。 | 子ども家庭 | 18 | | |
| | | | 人権思想の普及啓発 | 人権週間にパネル展を開催します。また、人権擁護委員と連携して小学生を対象に人権の花や人権メッセージを、中学生を対象に人権作文コンテストを実施し、人権尊重思想の普及高揚を図ります。 | 総務 | 19 | | |
| | ②男女共同参画の推進 | 男女共同参画の推進 | | | | | | |
| | | ①男女共同参画への意識啓発 | 男女共同参画への意識を啓発するため、男女共同参画講座等を開催します。また、区民との協働により、区民の問題意識を取り入れた情報啓発誌を発行します。さらに、小学校高学年向けの男女共同参画意識の啓発誌を発行します。 | 子ども家庭 | 20 | | | |
| ②区政における女性の参画の促進 | 政策決定過程への女性の参画を促進するため、「審議会等において、一方の性が40%を割らないこと」を目標に、全審議会を対象に登用計画を策定し、比率調査を実施します。また、職員に対する区の特定期間行動計画の周知や利用促進を図ります。 | 子ども家庭 総務 | 21 | | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| I 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち | ② 男女共同参画の推進 | | しんじゅく女性団体会議の運営 | 区内の女性団体と女性区議会議員からなる「しんじゅく女性団体会議」を設置・運営し、女性問題解決のための学習活動等を行います。この活動を通じて、団体相互の交流を深め、女性のエンパワメントを育成します。 | 子ども家庭 | 22 | |
| | | | 図書・資料による情報提供 | 男女共同参画に関する様々な情報を収集・提供します。図書・資料は閲覧が可能で、貸出も行います。また、区立図書館情報システムと連携し、相互に蔵書検索や貸出・返却を行っています。 | 子ども家庭 | 23 | |
| | | | 相談体制の充実 | ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。また、女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、配偶者等暴力(DV)防止のための連携を強化します。 | 子ども家庭 | 24 | |
| | | | 男女共同参画推進センターの管理運営 | 区民、事業者及び地域団体の男女共同参画の推進に関する取組みを支援するため、男女共同参画推進センターの管理運営を行います。 | 子ども家庭 | 25 | |
| | | | 男女共同参画推進会議の運営 | 男女共同参画に関する基本的事項を調査・審議します。また、男女共同推進施策の実施状況について、点検・審議し、区長に意見を具申します。 | 子ども家庭 | 26 | |
| | | ③ 個人の生活を尊重した働き方の見直し | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援などを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。また、助言や指導が必要な企業にコンサルタントを派遣するなど、働きやすい職場環境づくりに向けた取組みを推進します。 | 子ども家庭 | 27 | |
| | | | ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 | 区がワーク・ライフ・バランス推進企業として認定した企業等に対し、区独自の融資制度(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金)により、その経営を支援します。 | 地域文化 | 28 | |
| | | | 男性の育児・介護サポート企業応援事業 | 区内中小企業事業所において、男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている事業者を、サポート企業として認定し、育児休業・介護休業の取得実績に応じて奨励金を支給します。 | 子ども家庭 | 29 | |
| | | | 保護者が選択できる多様な保育環境の整備 | | | | |
| | II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち | ① 地域において子どもが育ち・自立を地域でしっかりと応援するまち | | ①私立認可保育所の整備支援 | 安心子ども基金などの制度を活用し、社会福祉法人が設置主体の認可保育園の建設や建替えを支援することで、定員の拡大と地域の保育需要(長時間保育、病児・病後児保育、一時保育等)に応えていきます。 | 子ども家庭 | 30 |
| | | | | ②認証保育所への支援 | 開設準備経費の補助や区民が認証保育所を利用した場合に運営費を補助することで、認証保育所の設置を促します。また、利用区民の保育料負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。24年度中に年齢別の助成額を変更し、所得制限を導入します | 子ども家庭 | 31 |
| | | | | ③保育園・幼稚園の子ども園への一元化 | 保育園と幼稚園の子ども園への一元化を推進し、地域の保育需要、地域バランス等を考慮し、計画的に整備します。子ども園を、多様なスタイル・手法により整備することで、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。 | 子ども家庭 | 32 |
| | | | 学童クラブの充実 | 区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用ができる学童クラブを増やします。また、中落合学童クラブを落合第一小学校内に移転するとともに、旧西戸山第二中学校跡地に民間学童クラブを誘致します。 | 子ども家庭 | 33 | |
| | | | 外国にルーツを持つ子どものサポート | 外国にルーツを持つ子どもが学校や地域で健やかに成長するために、日本語学習支援、教科学習支援、生活支援に取り組みます。23年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、24年度に具体的な施策を検討し、サポート事業を実施します。 | 地域文化 | 34 | |
| | | | 保育施設のサービス評価事業 | 区立保育園の福祉サービス第三者評価の実施や、認証保育所のサービス評価実施の補助を行います。 | 子ども家庭 | 35 | |
| | | | 保育園児等への日本語サポート | 日本語のサポートが必要な園児を対象に、日本語の指導支援を行ったり、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳を派遣します。 | 子ども家庭 | 36 | |
| | | | 病児・病後児保育事業助成 | 病児・病後児保育を実施する事業者に対し運営経費を補助します。 | 子ども家庭 | 37 | |
| | | | 保育所の管理運営 | 区立保育所の管理運営を行います。延長保育、障害児保育、年末保育なども行います。 | 子ども家庭 | 38 | |
| | | | 保育所への保育委託 | 認可保育所のうち私立保育所等へ事業委託を行います。延長保育利用、病児・病後児保育利用、休日保育利用なども行います。 | 子ども家庭 | 39 | |
| | | | 保育室利用 | 小規模な認可外保育施設のうち、定員・設備・職員数等、一定の基準を満たしている施設と利用契約を締結し、運営経費の一部を利用実績に応じて助成します。 | 子ども家庭 | 40 | |
| | | | 家庭的保育事業 | 家庭的保育者(通称「保育ママ」)が自宅で保育を行ったり、社会福祉法人等が借り上げた施設に家庭的保育者を配置し保育を行う制度です。区は、運営経費の一部を利用実績に応じて助成しています。 | 子ども家庭 | 41 | |
| | | | 保育ルーム事業 | 待機児童解消緊急対策として、区立幼稚園舎施設を利用した認可外の保育ルームの運営や、区立小学校施設を利用した認可外の保育ルームの事業委託を行います。 | 子ども家庭 | 42 | |
| | | | 区立子ども園の管理運営 | 0歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育・幼児教育を行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、相談事業や未就園児親子の交流の場としてつどいのへや等を設置して、子育て支援事業を行います。 | 子ども家庭 | 43 | |
| | | | 私立認定子ども園利用助成 | 私立認定子ども園設置者に対し事業補助を行うことにより、子ども園化の推進を図ります。 | 子ども家庭 | 44 | |
| | | | 放課後子どもひろば | 学校施設を活用して、子どもたちが自由に集って自ら遊び、考え、交流ができる安全な遊び場と学び場を作り、子どもたちの身体能力・コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ意欲を育みます。 | 子ども家庭 | 45 | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------|------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | ① 地域において子ども が育つ場 の整備・ 充実 | | 児童館の管理運営 | 児童館の管理運営を行います。児童館では、子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導、子ども読書活動などを行うほか、幼児サークルや身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりを推進しています。 | 子ども家庭 | 46 | |
| | | | 区立幼稚園の管理運営 | 区立幼稚園の管理運営として、教材器具の充実、障害児保育の充実、幼稚園児の健康管理、保健衛生等を行います。 | 教育委員会 | 47 | |
| | | | 私立幼稚園の振興 | 私立幼稚園に対する指導監督、私立幼稚園教職員の資質向上のための研修への支援として私立幼稚園協会への事業助成及び預かり保育を実施する私立幼稚園設置者への支援を行います。 | 教育委員会 | 48 | |
| | | | 私立幼稚園保護者への補助 | 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に補助金を交付します。 | 教育委員会 | 49 | |
| | ② 地域で安心して子 育てができるしくみ づくり | | | 子ども・若者に対する支援の充実 | 子どもから若者の世帯形成期までを長期的かつ適切に支援するため、子ども・若者の支援を行う様々な機関のネットワークを作るとともに、子ども・若者に対する総合相談窓口を設置し、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供、助言を行います。 | 子ども家庭 | 50 |
| | | | | 地域における子育て支援サービスの充実 | | | |
| | | | | ①子ども家庭支援センターの拡充 | 子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させるため、子ども家庭支援センターを整備します。また、センター施設を有効活用し、中高生の居場所や子育てにかかわる地域活動の場を拡充します。 | 子ども家庭 | 51 |
| | | | | ②一時保育の充実 | 緊急の事情(出産・病気等)等で、一時的に子どもの保育が必要になった時に、保育施設・子ども園で生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施します。認可保育所・子ども園の開設・改修の際、可能な場合は専用室型一時保育を充実させます。 | 子ども家庭 | 52 |
| | | | | ③ひろば型一時保育の充実 | 身近なところで短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とします。 | 子ども家庭 | 53 |
| | | | | ④絵本でふれあう子育て支援事業 | 親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診(3~4か月児健診と3歳児健診)の際に読み聞かせと絵本の配付(3歳児へは図書館で配付)を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。 | 教育委員会 | 54 |
| | | | | 島田育英基金 | 将来の社会に有為な人材を育成するため、学業優秀な区内在住中学生に対し、高等学校等へ進学する際に育英資金を支給します。 | 総務 | 55 |
| | | | | 成人の日のつどい | 成人を迎えた若者たちの門出にあたり、区内在住の新成人が集い、成人の日を祝うことを目的に式典(成人の日のつどい)を行います。 | 総務 | 56 |
| | | | | 次世代育成協議会の運営 | 区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するための施策に関して協議するため、次世代育成協議会を運営します。 | 子ども家庭 | 57 |
| | | | | 子どもの施策への参画促進 | 次世代育成支援計画の目標に基づき、「参加する権利」を大切にするため、小・中学生を対象としたフォーラムを行い、子どもの施策等への参画の機会と意欲を高めます。 | 子ども家庭 | 58 |
| | | | | 青少年健全育成活動 | 社会を明るくする運動や青少年健全育成強調月間などを通じて、青少年の非行防止、非行に陥った者の更生・援助のための地域活動、青少年自身の社会参加の実践活動を奨励し、青少年の健全育成に努めます。 | 子ども家庭 | 59 |
| | | | | 地区青少年育成委員会活動への支援 | 地区青少年育成委員会が行う事業への助成や、講演会への講師派遣、合同研修会などの合同行事等への助成を行い、青少年の健全育成活動の活性化を図ります。 | 子ども家庭 | 60 |
| | | | | 子ども家庭活動推進 | 自立した青少年の育成を目的に、青少年の体験活動の充実や家庭の教育力向上のため、社会・自然体験活動や親子のための広報誌の編集、発行等を実施します。 | 子ども家庭 | 61 |
| | | | | 思春期の子育て支援 | 思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として、連続講座やシンポジウムを開催します。 | 子ども家庭 | 62 |
| | | | | 未来を担うジュニアリーダーの育成 | 区内で実施される地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍する人材の発掘と育成を行い、併せて子どもの主体性、自主性、協調性を育て、生きる力の充実を図るため、年間を通じた連続講座を実施します。 | 子ども家庭 | 63 |
| | | | | 30歳のつどい | 行政との接点が少ない世代の若者と区の接点を作り、それぞれのライフスタイルに合わせた各種行政サービスの案内を行うことにより、行政への関心と区の施策事業への理解を深めます。 | 子ども家庭 | 64 |
| | | | | ファミリーサポート事業 | 保育施設等の時間外に子どもを預かるなど、子育ての援助を行いたい方や援助を受けたい方の相互援助活動となる事業です。新宿区社会福祉協議会へ委託して行っています。 | 子ども家庭 | 65 |
| | | | | 子どもショートステイ | 病気・出張・出産・看護・冠婚葬祭等で、保護者が夜間も留守になったり、一時的に子どもの養育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かります。 | 子ども家庭 | 66 |
| | | | | 地域子育て支援センターの運営 | 0~3歳の乳幼児と保護者が集う「乳幼児親子のつどいの場」の提供や、子育てに関する情報提供や相談を行います。「地域子育て支援センター二葉」と「地域子育て支援センター原町みゆき」があります。 | 子ども家庭 | 67 |
| | | | | 誕生祝い品の支給 | 新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表するために「誕生祝い品」を支給します。 | 子ども家庭 | 68 |
| | | | | 北山伏子育て支援協働事業 | 区民と区の協働による子育て支援施設「ゆつたりーの」において子育て支援事業を実施します。乳幼児と保護者が親子で気軽に立ち寄れる「ゆゆうひるば」、子育てに関する情報提供や相談、一時預かりなどを行います。 | 子ども家庭 | 69 |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|--|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 2 子どもの 育ち・自立を地域 でしっかり 応援する まち | ② 地域で安心して子 育てができるしくみ づくり | プレイパーク活動の推進 | 区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・NPO・地域の団体等の活動を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境づくりを確保するとともに、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援します。 | 子ども家庭 | 70 | |
| | | | 落合三世交代交流事業 | 西落合児童館2階において、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世交代交流サロン」を実施します。区民で構成する「落合三世交代交流を育てる会」に運営を委託しています。 | 子ども家庭 | 71 | |
| | | | 子育て支援者養成事業 | 子育てや子育て支援に関心を持つ区民が、自らの経験と関心に沿いながら課題を見つけ、その解決に向けて自発的に子育て支援を行うための講座を、「ゆったりーの」において区民が主体的に実施します。 | 子ども家庭 | 72 | |
| | | | 子ども医療費助成 | 中学3年生までの子どもの医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成することにより、子どもの健全育成を図ります。 | 子ども家庭 | 73 | |
| | | | まちの子育てバリアフリーの推進 | 子どもを連れての人に配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ(商店会)」として登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを行います。 | 子ども家庭 | 74 | |
| | | | 子ども総合センターまつりの開催 | 子ども総合センターを周知し、更なる利用の促進を図るため、イベントを開催します。なお、同センターは、新宿ここから広場内にあるため、ここからまつりの一環として実施します。 | 子ども家庭 | 75 | |
| | | | 子育てに関する相談・支援体制の充実 | 区民が安心して出産、子育てができるよう、妊娠にともなう費用負担の軽減のための助成や、母親学級等を通じた知識の普及・情報提供等、妊娠から出産、乳幼児期の子育てについて支援を行います。 | 健康 | 76 | |
| | | ③ 特別な支 援を必要 とする子 どもや家 庭への支 援と自立 促進 | 母子生活支援施設 | 18歳未満の児童を扶養する母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護するとともに、自立促進のための生活支援を行います。 | 子ども家庭 | 77 | |
| | | | 助産施設への入所委託 | 保健上必要があり、経済的理由により入院して出産することができない場合に、指定する助産施設で出産することができる制度です(区内では国立国際医療センター、社会保険中央総合病院、聖母病院の3ヶ所)。 | 子ども家庭 | 78 | |
| | | | 児童育成手当 | 父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための障害手当があります。 | 子ども家庭 | 79 | |
| | | | 児童扶養手当 | 父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための特別児童扶養手当があります。 | 子ども家庭 | 80 | |
| | | | 母子・家庭相談員の活動 | 母子相談員は、ひとり親家庭の悩みごとの相談や自立に必要な援助を行います。家庭相談員は、結婚や離婚等の夫婦の問題、嫁と姑、親子関係など様々な悩みなどの相談を受け、問題解決について助言します。 | 子ども家庭 | 81 | |
| | | | ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭に対し、医療費の助成、家事援助者を雇う費用の助成、母親の技能資格取得費用等の支給、就職活動の個別援助などの支援を行います。 | 子ども家庭 | 82 | |
| | | | 東京都母子福祉資金の貸付事務 | 都内に6ヶ月以上居住する配偶者のいない女性で、20歳未満の子を扶養している方に対し、資金を貸付けます。事業開始、技能習得、修業、生活、就職支度、修学、就学支度などの種類があります。 | 子ども家庭 | 83 | |
| | 発達に心配のある児童への支援 | 子ども総合センターにおいて、子どもの発達や障害についての相談、児童サービス等の支援と、何らかの理由で通所できない乳幼児家庭への訪問療育・情報提供等を行います。3歳から学齢期の心身障害児等には、昼間の一時保育を実施しています。 | 子ども家庭 | 84 | | | |
| | ④ 子どもの 安全と子 どもを守 る環境づ くり | 学校安全対策 | 子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全確保や学校等の安全管理を図ります。また、啓発用冊子の作成や、非常通報装置(学校110番)の保守、PTA一斉パトロール支援等を行います。 | 教育委員会 | 85 | | |
| | | 児童交通安全対策 | 区立小学校1年生を対象に交通安全意識啓発用のランドセルカバー・黄色い帽子等を配付します。また、毎年、通学路点検調査を実施し、通学路の安全を確保します。 | 教育委員会 | 86 | | |
| | | 学校等警備委託 | 学校への不審者の侵入や盗難・いたづら等学校運営に支障をきたす行為に迅速に対応するため、機械警備による監視通報システムや有人による施設管理対応を委託により実施します。 | 教育委員会 | 87 | | |
| | | 児童擁護委託 | 児童の登下校時において、委託による児童擁護員が、交通信号機や交通状況を判断のうえ道路横断等の誘導を行うことにより、児童の安全を確保します。 | 教育委員会 | 88 | | |
| | 3 未来を担 う子ども の、一人 ひとりの 生きる力 を育む まち | ① 子どもの 生きる力 を伸ばす 学校教育 の充実 | 学校の教育力の向上 | | | | |
| | | | ①学校支援体制の充実 | (仮称)学習指導支援員(区費講師)を全校配置や(仮称)学校支援アドバイザー(退職校長等)を派遣により、学校の教育力の向上を図ります。また、教育課題研究校の指定や教育実践活動等を表彰する制度をつくります。 | 教育委員会 | 89 | |
| ②学校評価の充実 | | | 教職員による内部評価、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価による学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげていきます。また、学校評価検討委員会を設置して評価項目等を見直すとともに、児童生徒・保護者アンケートを充実させます。 | 教育委員会 | 90 | | |
| ③特色ある教育活動の推進 | | | 各学校(園)の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくり教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。 | 教育委員会 | 91 | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|--|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 3 未来を担 う子ども の、一人 ひとりの 生きる力 を育む まち | ① 子どもの 生きる力 を伸ばす 学校教育 の充実 | 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援 | | | | |
| | | | ①巡回指導・相談体制の構築 | 発達障害のある児童・生徒に対し、教育センター内の特別支援教育センターを拠点に、心理士等の専門家による支援チームの巡回相談・助言を行います。また、特別支援教育推進員(区費講師)を学校に派遣し、教育的指導を行うとともに、増員による強化を図ります。 | 教育委員会 | 92 | |
| | | | ②情緒障害等通級指導学級の設置 | 通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設します。落合第一小学校は、現在2学級を仮教室で行っているため、幼稚園舎を改築し、本格開設します。 | 教育委員会 | 93 | |
| | | | ③日本語サポート指導 | 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、教育センターまたは分室における通所指導を行うとともに、学校へ日本語適応指導員を派遣して指導を行います。さらに、日本語サポート指導終了後、希望者には放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。 | 教育委員会 | 94 | |
| | | | ④児童・生徒の不登校対策 | 不登校対策委員会で学校復帰と不登校の未然防止に関する方針を策定し、不登校担当者連絡会で方針を実践していきます。また、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を派遣し、家庭への支援を充実させます。 | 教育委員会 | 95 | |
| | | | 学校図書館の充実 | 学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館司書を2校に1人配置することで、学校図書の計画的な購入、児童生徒への読書案内、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。 | 教育委員会 | 96 | |
| | | | 私立専修・各種学校指導監督事務 | 私立専修・各種学校の健全な発展を図るため、指導監督を行うほか、私立学校の設置・廃止等の認可、各種届書の受理等を行います。 | 総務 | 97 | |
| | | | 教職員の研修、研究活動に対する支援 | 教育課題等に関する各種研修会の実施、各種指導手引きの作成、教育課題に対処するための委員会運営、授業・部活動の成果発表への支援などを行い、教職員の資質や指導力の向上を図ります。 | 教育委員会 | 98 | |
| | | | 芸術鑑賞教育の推進 | 小学6年生・中学2年生を対象にオーケストラによるクラシック音楽を中心とした演奏会の音楽鑑賞教室や、小学5年生を対象に年1回演劇鑑賞教室を実施します。また、小中学生を対象に地域の美術館を活用した、美術鑑賞教育(対話型鑑賞)を実施します。 | 教育委員会 | 99 | |
| | | | 外国人英語教育指導員の配置 | 小・中学校に外国人英語教育指導員を派遣し、外国人との交流の機会を設けることにより、多様な文化に対する理解を深め、広い視野と国際感覚を備えた児童・生徒を育成します。 | 教育委員会 | 100 | |
| | | | 教科用図書の採択 | 教科用図書の選定委員会、調査委員会を設置し、対象となる教科書について調査研究し採択を行います。 | 教育委員会 | 101 | |
| | | | 連携教育の推進 | 「連携教育研究モデル校」を指定し、幼稚園や保育園等と小学校、小学校と中学校の連続性を考慮した連携教育を調査研究します。 | 教育委員会 | 102 | |
| | | | 外国籍児童の教育支援等 | 外国籍児童・生徒の保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行います。 | 教育委員会 | 103 | |
| | | | 放課後等学習支援 | 授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、学習意欲、学習習慣に課題のある児童・生徒に対して、放課後等の時間を活用し、よりきめ細やかな指導を行い、基礎学力の定着を目指します。 | 教育委員会 | 104 | |
| | | 校外学習活動等の支援 | 区立学校、幼稚園で実施するプラネタリウム見学や社会科見学などの校外学習等においてバス派遣等を行い支援します。 | 教育委員会 | 105 | | |
| | | 特別支援学級の運営(小・中学校) | 小学校の特別支援学級(固定学級5校・通級学級3校)・中学校の特別支援学級(固定学級3校・通級学級2校)の学校運営の適正な維持管理を図ります。 | 教育委員会 | 106 | | |
| | | 移動教室、夏季施設の運営 | 小学6年生・中学1、2年生を対象とした移動教室や、小学5、6年生を対象とした夏季施設を実施・運営します。 | 教育委員会 | 107 | | |
| | | ② 学習や生活の場 にふさわしい 魅力ある 学校づくり | 時代の変化に応じた教育環境づくりの推進 | | | | |
| | | | ①学校適正配置等の推進 | 教育環境検討協議会において、「学校選択制度」「通学区域」及び「区立学校の適正規模及び適正配置」の基本的なあり方について検討し、基本方針を策定します。この基本方針に基づき、学校適正配置等を推進することで、よりよい教育環境の整備を図ります。 | 教育委員会 | 108 | |
| | | | ②区立幼稚園のあり方の見直し | 幼稚園・保育園の子ども園への一元化の推進に併せ、地域の中における幼児教育施設としての区立幼稚園のあり方を見直します。今後の定員充足率の見直しや地域事情を踏まえて区立幼稚園の配置を検討し、適正な園数としています。 | 教育委員会 | 109 | |
| | | | 学校施設の改善 | 学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備を行います。学校給食調理施設のドライ化または空調整備を行うとともに、新しい調理機器を導入します。 | 教育委員会 | 110 | |
| | | | エコスクールの整備推進 | 学校施設において、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備することにより、省エネやCO2削減に寄与するとともに、子どもたちが環境問題を身近に感じ、学習する場、地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点となります。 | 教育委員会 | 111 | |
| | | | 教育委員会の運営 | 教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置される合議制の執行機関で、6名の委員で組織されています。会議は毎月第1金曜日に開催するほか、必要に応じて臨時会を開催します。 | 教育委員会 | 112 | |
| | | | 奨学資金の貸付 | 区内に居住し、高等学校・高等専門学校に在学・入学する者のうち、成績優秀で経済的理由により修学困難な生徒に対し、修学上必要な資金を貸し付けます。 | 教育委員会 | 113 | |
| 教育だよりの発行及び配布 | 教育行政全般にわたる広報紙として年4回、教育だよりに「しんじゅくの教育」を発行し、教育行政に関する情報のほか、学校での取り組みや図書館の行事等の情報提供を行います。 | | 教育委員会 | 114 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|--|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 3 未来を担 う子ども の、一人 ひとりの 生きる力 を育む まち | ② 学習や生 活の場 にふさわ しい魅 力ある 学校づく り | 学校情報公開制度の運営 | 区立学校の保有する情報の公開(開示)請求に対応するため、文書管理体制を整備し、学校情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図ります。 | 教育委員会 | 115 | |
| | | | 学校交換便業務委託 | 教育委員会事務局と区立学校との間や区立学校相互の通知や資料送付を行います。 | 教育委員会 | 116 | |
| | | | 学校選択制の推進 | 小・中学校の新入学児童・生徒が、それぞれの個性に適した教育が受けられ、希望する学校を選ぶことができるよう、学校選択制度を実施します。 | 教育委員会 | 117 | |
| | | | 教育センターの運営 | 教育センターにおいて、幼児・児童・生徒等の教育相談や「新宿子どもほっとライン」による電話相談を行います。また、プラネタリウムの公開、理科教育の充実を図るサイエンス・プログラム、視聴覚教育、聴覚・言語に障害のある児童等に対する「ことばの教室」、不登校児童等に対する「つくし教室」等を行います。 | 教育委員会 | 118 | |
| | | | 学校情報ネットワークシステムの活用 | 学校情報ネットワークシステムの安定的な運用と教育ソフトの充実を行うほか、ヘルプデスク開設やICT支援員の学校巡回等により、システム活用に不可欠な教員のICT活用能力の向上を支援します。 | 教育委員会 | 119 | |
| | | | 教育施設の施設整備と保守管理 | 教育施設の校舎棟、屋内運動場等を改修・補修し、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。また、各設備の清掃、保守点検等により施設の機能を維持します。 | 教育委員会 | 120 | |
| | | | 普通学級の管理運営(小・中学校) | 小学校29校・中学校10校の学校運営の適正な維持管理を図ります。 | 教育委員会 | 121 | |
| | | | プラスバンド等の充実(小・中学校) | より多くの児童・生徒が演奏に参加できるように楽器類を整備するとともに、外部指導員等の派遣などによりプラスバンド活動等の充実を図ります。 | 教育委員会 | 122 | |
| | | | 義務教育教材整備(小・中学校) | 義務教育の教材備品の整備充実に努め、教育水準の維持向上を図ります。 | 教育委員会 | 123 | |
| | | | 理科教育等設備整備(小・中学校) | 小・中学校において、理科教育の充実を図るため、学校教育設備整備費等補助金を受け、実験機械器具等を購入します。 | 教育委員会 | 124 | |
| | | | 就学援助(小・中学校) | 経済的事由により就学困難な要保護・準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級の児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、校外教授費等の各種援助を行います。 | 教育委員会 | 125 | |
| | | | 学校給食の管理運営(小・中学校) | 学校給食法に基づき、区立小・中学校の学校給食に栄養バランスのとれた、おいしく安全安心な食事を提供するため、調理備品等の整備などを行います。 | 教育委員会 | 126 | |
| | | | 学校保健の管理運営(小・中学校) | 学校保健法に基づき、区立小・中学校の児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持・改善を図るため、就学時健康診断や定期健康診断などを実施します。 | 教育委員会 | 127 | |
| | | | 新宿養護学校の管理運営 | 肢体不自由な児童・生徒を対象とする新宿養護学校の管理運営を行います。 | 教育委員会 | 128 | |
| | | | 女神湖高原学園の管理運営 | 区立小・中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動を行う場、区民等を対象とした生涯学習活動の場を提供するため、女神湖高原学園の管理運営(指定管理者)を行います。 | 教育委員会 | 129 | |
| | ③ 家庭や地 域がとも に育てる 協働と連 携による 教育環境 づくり | 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 | 地域住民、保護者等が学校運営に参画することにより、地域に信頼され、支えられる開かれた学校づくりを目指し、地域協働学校を指定します。取組みを検証し、順次、指定校を増やしていきます。なお、指定にあたっては、1年間は準備校として指定します。 | 教育委員会 | 130 | | |
| | | スクールスタッフの活用 | 地域特性を活かした教育活動を展開するため、地域の人材をスクールスタッフとして、学校でのティーム・ティーチング等による授業への協力、部・クラブ活動支援や読書活動の支援等に活用します。 | 教育委員会 | 131 | | |
| | | 社会教育委員の活動 | 社会教育委員は、社会教育法に基づき教育委員会が設置しており、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会への助言等を行います。 | 教育委員会 | 132 | | |
| | | スクール・コーディネーターの活動 | 地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。 | 教育委員会 | 133 | | |
| | | 家庭の教育力の向上 | 各幼稚園・小学校・中学校等のPTAとの共催による家庭教育学級・講座やPTA研修会及び小学校PTA連合会を中心とした、地域との連携による家庭教育支援事業を実施します。 | 教育委員会 | 134 | | |
| | | 入学前プログラム | 安心して入学準備ができるよう、小学校入学前の子どもの保護者を対象に、就学時健康診断や新1年生保護者会等の機会を活用して、保護者同士子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施します。 | 教育委員会 | 135 | | |
| | | 保護者会等での家庭教育事業 | 学校保護者会等の機会の活用、地区単位で保育園・幼稚園・子ども園・小学校の保護者を対象にした講座、家庭教育ワークシートの作成等、多様な形態での家庭教育事業を実施します。 | 教育委員会 | 136 | | |
| | | 4 生涯にわ たつて学 び、自ら を高めら れるまち | ① 生涯にわ たり学習・ スポーツ 活動など を楽しむ 環境の 充実 | スポーツ環境の整備 | | | |
| | ①スポーツ環境整備方針の策定・実施 | | | 22年度のスポーツ環境調査の結果や、23年度の課題整理や有識者意見交換会での意見を踏まえ、区民ニーズに応じた「スポーツ環境整備方針」を策定し、方針に沿って実施していきます。 | 地域文化 | 137 | |
| | ②総合運動場の整備 | | | 22年度のスポーツ環境調査の結果や、23年度の課題整理や有識者意見交換会での意見を踏まえ、総合運動場の整備を検討していきます。 | 地域文化 | 138 | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 4 生涯にわたって学 び、自ら を高めら れるまち | ① 生涯にわ たり学習・ スポーツ 活動など を楽しむ 環境の 充実 | 新宿未来創造財団運営助成 | 生涯学習の拠点機能を担う公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開します。 | 地域文化 | 139 | |
| | | | 地域スポーツ・文化協議会の活動支援 | 子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる地域スポーツ・文化協議会の活動を支援し、いつでも、だれでもスポーツ・文化活動が可能な生涯学習・スポーツ社会の実現を目指します。 | 地域文化 | 140 | |
| | | | 学校施設の活用 | 学校教育に支障のない範囲で、区立小・中学校の校庭・体育館・特別教室等を活用し、区内スポーツ・学習・文化活動の場として地域に活用します。 | 地域文化 | 141 | |
| | | | 運動広場の開放 | 北新宿多目的広場、新宿ここから広場多目的運動広場のほか、都立戸山公園(箱根山地区)多目的運動広場など他自治体や民間等との協定により、運動広場をスポーツの場として開放します(新宿未来創造財団による管理)。 | 地域文化 | 142 | |
| | | | スポーツ推進委員の活動 | スポーツ基本法に基づき委嘱するスポーツ推進委員は、地域スポーツの推進役や、総合型地域スポーツ・文化クラブ設立支援の役割を担います。 | 地域文化 | 143 | |
| | | | 区民ギャラリーの管理運営 | 区民等に創作品を展示・発表する場を提供し、区民の創作意欲を促進するため、区民ギャラリーの管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 144 | |
| | | | ギャラリーオーガード“みるつく”の管理運営 | ギャラリーオーガード“みるつく”は新宿大ガード下にあり、絵画・写真等を展示できます。区民の創作品を発表する場を提供することにより、区民の創作意欲を促進します(新宿未来創造財団による管理)。 | 地域文化 | 145 | |
| | | | 生涯学習館の管理運営 | 区民等に様々な生涯学習の機会と場所を提供するため、生涯学習館の管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 146 | |
| | | | 新宿スポーツセンターの管理運営 | 区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿スポーツセンターの管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 147 | |
| | | | 新宿コズミックススポーツセンターの管理運営 | 区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿コズミックススポーツセンターの管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 148 | |
| | | | 公園内運動施設の管理運営 | 西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場及び妙正寺川公園運動広場の管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 149 | |
| | | | 大久保スポーツプラザの管理運営 | 区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、大久保スポーツプラザの管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 150 | |
| | | | ② 中央図書 館の再構 築 | 新中央図書館等の建設 | 平成22年11月に策定した「新中央図書館等基本計画」等を踏まえ、旧戸山中学校跡地に新宿の知の拠点にふさわしい新中央図書館等の建設をめざします。 | 教育委員会 | 151 |
| | | | | 地域図書館の整備(落合地域) | 現中央図書館移転後の跡地に地域図書館を整備します。 | 教育委員会 | 152 |
| | | | | 図書館サービスの充実(区民に役立つ情報センター) | 新しい時代に向けた図書館サービスのあり方を検討します。また、ビジネス情報支援相談会などによる情報サービスの提供については、引き続き実施します。 | 教育委員会 | 153 |
| | 子ども読書活動の推進 | 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」(24～27年度)に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができるように読書環境を整備します。 | | 教育委員会 | 154 | | |
| | 図書館の管理運営 | 図書館資料の購入や図書館奉仕員の雇用、図書館運営協議会・映画会・講座等の開催、図書館サポーター制度の活用のほか、施設の維持管理を行い、区立図書館を運営します。 | | 教育委員会 | 155 | | |
| | 図書館情報システムの運用 | 図書館情報システムを運用し、貸出・返却・予約等の図書館サービスを効果的・効率的に行い、利用者の利便性の向上を図ります。 | | 教育委員会 | 156 | | |
| | ③ 図書館機 能の充実 | 障害者への図書館サービス | 視覚障害者等を対象とした朗読・配本サービス、録音図書製作・貸出等を行い、図書館利用に障害のある人々への図書館サービスを提供します。 | 教育委員会 | 157 | | |
| | | 図書館サービスの充実(図書館IT化の推進) | インターネットを利用できる利用者向けパソコンを設置し、商用データベースを無料提供するなど利用者の調査・研究を支援します。 | 教育委員会 | 158 | | |
| | | ① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進 | 歯から始める子育て支援 | 学校や保育園等での出張歯科健康教育、かかりつけ歯科医師による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、口腔機能に対する保護者の不安を解消する体制を整備します。 | 健康 | 159 | |
| | | | 食育の推進 | 食に関する理解を深め、健康で豊かな食生活が送れるように食育を推進します。子ども達が食に関心をもてるよう、メニューコンクールを実施します。また、食育活動のネットワークを構築し、食育ボランティアの活動の場を広げていきます。 | 健康 教育委員会 | 160 | |
| | | | 女性の健康支援 | 女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター内に設置(25年度)する(仮称)女性の健康支援センターを、区内の拠点と位置づけ、女性の健康支援に関する様々な施策を総合的に推進していきます。 | 健康 | 161 | |
| | 公衆浴場の支援 | | 区内公衆浴場への支援を行い、転廃業を防止し、区民の保健衛生、健康増進、地域コミュニティの存続等を図るため、区内公衆浴場に対して、設備更新等に係る経費の助成や、改修資金の融資あっせん・利子補給を行います。 | 地域文化 | 162 | | |
| | 中強羅区民保養所の管理運営 | 区民の健康回復や保養のため、箱根の中強羅に設置した中強羅区民保養所(箱根つつし荘)の管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 163 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 5 心身ともに健やかに 成長できるまち | ① 一人ひとりの健康づくり を支える取組みの 推進 | 区民健康村の管理運営 | 豊かな自然環境の中で、区民の心と体の健康を保ち、余暇の充実を図るため、八ヶ岳のふもとに設置した区民健康村(グリーンヒル八ヶ岳)の管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 164 |
| | | | 高齢者健康増進事業(いきいきハイキング) | 体力に自信のある60歳以上の高齢者を対象として、東京近郊の秋の野山を散策するハイキングを実施し、高齢者のいきいきづくりと健康維持増進を図ります。 | 福祉 | 165 |
| | | | 高齢者健康増進事業(マッサージサービス) | ことぶき館等において、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため、60歳以上の区民に対し1回30分につき1,000円の自己負担で、各館年18回マッサージサービスを行います。 | 福祉 | 166 |
| | | | 高齢者健康増進事業(ふれあい入浴) | 高齢者及び身体障害者等を対象として、健康増進と交流・ふれあいを目的に、月に4回まで区内の公衆浴場に入浴できる「ふれあい入浴」事業を行います。 | 福祉 | 167 |
| | | | 高齢者健康増進事業(湯ゆう健康教室) | 身近にある公衆浴場を利用して、保健師等による保健講義やレクリエーションを実施し、健康づくりの推進及び交流を図ります。 | 福祉 | 168 |
| | | | 地域保健医療支援体制の整備等 | 在宅療養者の支援を目的に、かかりつけ医機能の推進や緊急的に一時入院できる病床の確保等を行います。また、地域保健医療体制の整備に関する具体的な方策を協議・検討するための協議会を運営します。 | 健康 | 169 |
| | | | 国民健康保険の運営 | 国民健康保険法に基づき、新宿区に住民登録・外国人登録をしていて他の医療保険制度に加入していない方(自営業の方や会社などを退職された方等)を対象とした国民健康保険制度を運営します。 | 健康 | 170 |
| | | | 生活習慣病予防の推進(特定健康診査及び特定保健指導の実施) | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、新宿区の国民健康保険加入者のうち、40～74歳の方に対し、特定健康診査、特定保健指導を行います。 | 健康 | 171 |
| | | | 健康増進事業等 | 健康増進法に基づき、区民一人ひとりが主体となって取り組む健康づくりを支え、推進するため、各種の健康診査、健診後の健康相談、健康教育の実施、健康手帳の交付等を行います。 | 健康 | 172 |
| | | | 栄養業務 | 健康増進法に基づき、事業所、病院、児童福祉施設等の特定給食施設がその特性に応じた適切な栄養管理方法を実現できるよう指導します。 | 健康 | 173 |
| | | | 母子保健事業(健康づくり) | 妊娠の届出があった区民に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理をサポートします。また、乳幼児に対する健康診査等の実施、生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭に子育てのための訪問相談を行います。 | 健康 | 174 |
| | | | はじめまして赤ちゃん応援事業 | 妊婦と産後3～4か月ぐらまでの母親を対象に、心理職や助産師・保健師等を講師として、グループワークや個別相談を行うとともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行います。 | 健康 | 175 |
| | | | 歯科保健事業(健診・相談) | 歯周疾患検診では、歯周疾患による歯の喪失を予防するための指導を行い、検診結果によっては受診勧奨します。また、妊婦(産婦含む)を対象とし、妊婦歯科健診を実施します。その他に、歯や口腔機能に関しての相談・講習会を実施し、歯と口の健康を維持するための支援を行います。 | 健康 | 176 |
| | | | 歯科保健事業(体制整備) | 心身障害者や寝たきりの高齢者等が歯科医療を受けられるよう訪問してくれる歯科医師の紹介等を行う「かかりつけ歯科医機能の推進」や、口腔機能向上指導者養成講座を行います。 | 健康 | 177 |
| | | | 歯科保健事業(歯科医療協議会の運営) | 歯科保健事業をより効果的に実施するため、歯科医療問題等について協議を行い、歯科保健行政に反映させていきます。 | 健康 | 178 |
| | | | 喫煙による健康被害の防止 | 喫煙や受動喫煙による健康被害や分煙化等の普及啓発を行います。また、禁煙の意向を持つ区民に対して、禁煙継続の助言・指導を行います。 | 健康 | 179 |
| | | | 自殺総合対策 | 区の自殺予防に取り組むため、地域との連携強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。 | 健康 | 180 |
| | | | 医療安全相談窓口の運営 | 改正医療法に基づき、「患者の声相談窓口」を開設し、区民からの医療に関する様々な苦情や相談への対応等を行います。 | 健康 | 181 |
| | | | 精神障害者への支援 | 精神障害者の相談や正しい知識の普及・啓発など早期発見・早期治療のための事業、就労を支援する事業、精神保健福祉の総合的推進を図る協議会の運営等を行い、精神障害者をさまざまな角度から支援します。 | 健康 | 182 |
| | | | 骨粗しょう症予防検診 | 生活習慣病予防検診の際に、また1歳6か月児と3歳児健診の母親に対し、骨密度測定を行い、骨粗しょう症の早期発見と骨粗しょう症予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 健康 | 183 |
| 訪問指導の充実 | 区民で寝たきり等により心身機能が低下している方等を対象に、保健センターから保健師等が家庭訪問して保健指導を行い、心身機能の低下防止や健康の保持増進を図ります。 | 健康 | 184 | | | |
| 保健センターの管理運営 | 保健センターは、区民の健康維持・増進、医療知識の普及・啓発のため、各種健康相談や健診を行うための施設です。 | 健康 | 185 | | | |
| 区民健康センターの管理運営 | 区民健康センターは、区民の健康の保持増進を目的とする施設であり、健康相談、健康診査、がん検診等のほか、訪問看護ステーションにおいてケアプラン作成や訪問看護業務を行います。 | 健康 | 186 | | | |
| 元気館の管理運営 | 運動習慣の定着を目的とする健康増進事業を実施して、区民の健康保持とその増進を図るとともに、地域における健康づくり活動の支援するため、元気館の管理運営(指定管理者)を行います。 | 健康 | 187 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| Ⅱ だれもが 人として 尊重され、自分 らしく成長してい けるまち | 5 心身ともに健やか に過ごせる まち | ② 多様化する 課題に 対応した 保健・ 公衆衛生 の推進 | 新型コロナウイルス対策の推進 | 強毒性の新型コロナウイルスの流行に備え、区民等への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関による新型コロナウイルス対策連絡会を開催し、発生時に備えた連携強化を図ります。また、区内すべての診療所に防護服やマスクを計画的に配布します。 | 健康 | 188 |
| | | | 衛生関係統計調査 | 国民生活や保健衛生の実態を把握し、公衆衛生行政の基礎資料とするため、国民生活基礎調査、医療施設調査等の統計調査を行います。 | 健康 | 189 |
| | | | 感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等(結核等) | 感染症予防関係法令に基づき、結核等の感染症に対する知識の普及啓発等や、結核の予防・早期発見に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備します。 | 健康 | 190 |
| | | | 予防接種 | 予防接種法に定められた疾病予防のため、区民を対象に定期予防接種(ポリオ、麻疹・風しん等)を実施するとともに、任意予防接種(ヒブワクチン等)も実施することで、区民の公衆衛生の向上と増進に寄与します。 | 健康 | 191 |
| | | | 食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等 | 食品衛生関係法令に基づき、営業許可、監視指導、食品等の収去検査を行います。また、食中毒発生時の調査や、違反が発生した場合の不利処分や、食品衛生推進員の委嘱、食品衛生実務講習会等を行います。 | 健康 | 192 |
| | | | 食品衛生の普及啓発 | より安全な食生活を実現するため、消費者に対しタイムリーな情報提供を行うとともに、食品衛生知識の普及啓発を目的とした講習会の開催、パンフレット等の配布を行います。 | 健康 | 193 |
| | | | 環境衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等 | 環境衛生関係法令に基づき、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール等の営業許可・届出事務等や、水質・空気検査等衛生管理に関する監視指導等を行います。 | 健康 | 194 |
| | | | 住まいの環境衛生相談 | 快適で健康的な住まい方に関する相談や講習会を実施するとともに、相談内容に対応して「住まいの環境診断」を実施します。 | 健康 | 195 |
| | | | 医療関係法令に基づく医療指導等事務 | 医療関係法令に基づき、施設・業務に関する監視指導事務、医療関係従事資格に関する免許経由事務、衛生検査所の登録業務等を行います。 | 健康 | 196 |
| | | | 薬事関係法令に基づく監視指導及び営業許可等 | 薬事関係法令に基づき、医薬品販売業の開設許可・監視、麻薬・向精神薬・覚せい剤の取締監視等、毒物・劇物の取締監視等、有害物質を含有する家庭用品の監視・指導を行います。 | 健康 | 197 |
| | | | 食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等 | 区民の安全な生活を確保するために、食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査(収去品検査(食品細菌)、おしぼり検査)及び砂場の寄生虫卵検査を行います。 | 健康 | 198 |
| | | | ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談 | 区民の良好な衛生環境の維持向上を図るため、ねずみ族、カ・ハエ、ハチ類その他害虫の駆除相談や駆除対策を実施します。 | 健康 | 199 |
| | | | 水害被災区域の消毒 | 台風、集中豪雨等により床上浸水等の水害が発生した際に、被災した住宅等に対する消毒薬の散布や配布を行います。また、大規模水害が発生した際は、専門業者による消毒作業が行える体制を整備します。 | 健康 | 200 |
| | | | 環境衛生講習会 | 環境衛生・食品衛生自治指導員講習会を開催し、関係営業の衛生基準の周知と衛生知識の普及啓発を図ります。 | 健康 | 201 |
| | | | 狂犬病予防対策等 | 狂犬病の発生予防やまん延防止のため、犬の所有者に義務付けられている畜犬登録や狂犬病予防注射を実施します。また、予防注射の実施率向上と動物の適正飼育をするための啓発事業等を行います。 | 健康 | 202 |
| | | | 人と猫との調和のとれたまちづくり | 猫の不必要な繁殖を抑えるための去勢・不妊手術費の助成を行います。また、「地域猫対策」として、飼い主のいない猫を、地域住民、行政等が協働してルールをつくり管理していきます。 | 健康 | 203 |
| | | | ペット防災対策事業 | 災害時の避難所において、公衆衛生の観点から人と動物を分離し、被災動物を保護するため、獣医師会加盟動物病院(18所)への動物用医薬品配付、各避難所への災害用動物用品の配備等を行います。 | 健康 | 204 |
| | | | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付等 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養給付等や、公害健康被害者知識普及事業、空気清浄機等購入費補助等の公害保健福祉事業、ぜん息キャンプ等の環境保健事業を行います。 | 健康 | 205 |
| | | | 大気汚染障害者認定審査会の運営 | 大気汚染に係る健康被害者に対する医療費助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)に基づき、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査・審議を行います。 | 健康 | 206 |
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高 い暮らし を実現でき るまち | 1 だれもが 互いに支 え合い、 安心して くらす るまち | ① 高齢者と その家族 を支える サービスの 充実 | 高齢者を地域で支えるしくみづくり | | | |
| | | | ①高齢者総合相談センターの機能強化 | 地域包括ケアを担う中心的相談機関である高齢者総合相談センターについて、職員の質の向上や関係機関との連携を深めるなど機能強化を図ります。また、区民に親しまれ、利用しやすい施設とするため、区有施設への併設を進めます。 | 福祉 | 207 |
| | | | ②認知症高齢者支援の推進 | 認知症高齢者を支援するため、認知症サポーターの育成・活用を図るとともに活動拠点を整備します。また、家族介護者の負担の軽減や孤立化の防止のため、家族会の運営を支援します。さらに、3所の高齢者総合相談センターにおいて、認知症・もの忘れ相談を実施し、相談体制や医療との連携を強化します。 | 福祉 | 208 |
| | | | ③地域安心カフェの展開 | 高齢化率の高い都営住宅等において、一人暮らし高齢者、認知症高齢者及びその介護者等が気軽に交流や相談ができる場を設け支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防し、地域における区民の支え合いの充実を図ります。 | 福祉 | 209 |
| | | | ④支援付き高齢者住宅の整備 | 在宅生活に軽度の支援が必要な高齢者の暮らしを支えるため、バリアフリーで安否確認や生活相談機能を持つ、支援付き高齢者住宅の整備します。そのため、民間事業者の参入やシルバークラブ等の住宅ストックの活用による整備を進めます。 | 福祉 | 210 |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高い 暮らしを 実感できる まち | 1 だれもが 互いに支 え合い、 安心して くらせる まち | ① 高齢者と その家族 を支える サービス の充実 | 介護保険サービスの基盤整備 | | | |
| | | | ①地域密着型サービスの整備 | 要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホームを引き続き整備するとともに、新たに24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備していきます。 | 福祉 | 211 |
| | | | ②特別養護老人ホームの整備 | 在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームを整備します。中央図書館移転後の跡地において、施設整備補助金を活用した民設民営方式による整備を行います。 | 福祉 | 212 |
| | | | ③ショートステイの整備 | 高齢者が支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるとともに、家族の介護負担が軽減されるよう、施設整備補助金を活用した民設民営方式によるショートステイの整備を行います。 | 福祉 | 213 |
| | | | シルバーピア(高齢者集合住宅)の運営 | 新宿区が指定する住宅(シルバーピア)に高齢者の生活援助等を行うウーデン(生活協力員)・LSA(生活援助員)を配置することにより、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ります。 | 福祉 | 214 |
| | | | 特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理 | 東京都の経営支援補助金の対象とならない元区立の特別養護老人ホームの運営の助成や、区所有の貸付施設(特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター)の維持管理を行うことにより、各施設のサービスの維持・向上を図ります。 | 福祉 | 215 |
| | | | 特別養護老人ホーム建設費用助成(入所調整対象分) | 介護保険制度の導入以前に、特別養護老人ホームを整備した社会福祉法人に対し、施設整備等に係る経費の一部を補助金として分割交付しています。 | 福祉 | 216 |
| | | | 高齢者保健福祉計画等の推進 | 区民、学識経験者、保健福祉関係者で構成される「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」を設置し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗管理及び計画の見直しの協議を行います。 | 福祉 | 217 |
| | | | 都市型軽費老人ホーム建設事業助成等 | 身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助等、日常生活に必要な便宜を提供する都市型軽費老人ホームの整備を促進します。 | 福祉 | 218 |
| | | | 老人福祉施設への入所等措置 | 家庭で生活することが困難な65歳以上(特別の場合は60歳以上)の方の養護老人ホームへの入所措置や、虐待を受けている高齢者等のために、やむをえない事由による措置を行います。 | 福祉 | 219 |
| | | | 一人暮らし高齢者等への助成 | 区内に在住する一人暮らし高齢者等の方に対し、日常生活を支援する事業(配食サービス、理美容サービス、緊急通報システム等)を実施し、高齢者の自立した生活を支えます。 | 福祉 | 220 |
| | | | 紙おむつ購入費助成 | おむつを必要とする高齢者を介護する家族等のうち一定の条件に該当する方に対し、おむつ代金の一部を助成します。 | 福祉 | 221 |
| | | | 補聴器及び杖の支給 | 一定の条件に該当する高齢者に対し、補聴器及び杖を支給することにより、日常生活での不便を解消し、閉じこもりの防止等社会との積極的な交流ができるよう支援します。 | 福祉 | 222 |
| | | | 特別養護老人ホームの入所調整 | 特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い方から入所できるための援助を行います。 | 福祉 | 223 |
| | | | 徘徊高齢者等緊急一時保護 | 緊急保護を要する徘徊高齢者等を保護するため、24時間対応が可能な宿泊施設に緊急保護用ベッドを確保し、一時的に保護して、家族等に引き渡します。 | 福祉 | 224 |
| | | | 高齢者緊急ショートステイ事業 | 介護する家族の疾病等により緊急にショートステイが必要な方に対し、有料老人ホームの居室を提供することで、要介護高齢者の介護及び生活の場を一時的に保障し、在宅生活を支援します。 | 福祉 | 225 |
| | | | 回復支援家事援助サービス | 一定の条件に該当する高齢者が、退院直後や通院治療中などで一時的に家事援助が必要な場合に、短期的な家事援助サービスを提供することにより、早期の回復を促し、要介護状態になることを防止します。 | 福祉 | 226 |
| | | | ちよこつと困りごと援助サービス | 一人暮らし等の高齢者に対して、社会福祉協議会のコーディネートにより地域のボランティアを派遣し、日常生活でのちよこつとした困りごとを解決することで、地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。 | 福祉 | 227 |
| | | | 高齢者の権利擁護の普及啓発 | 高齢者の権利擁護ネットワーク協議会の開催等を通じて、高齢者の権利擁護に関するネットワークの充実を図り、虐待防止等についての有効な手立てを検討します。 | 福祉 | 228 |
| | | | 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配付等 | 75歳以上の一人暮らし高齢者世帯に対して、情報紙の配付を行うことで、既存のサービスでは届かなかった高齢者を安否確認・見守りの対象とすることにより、高齢者の孤独死防止を図ります。 | 福祉 | 229 |
| | | | 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業 | 認知症により日常生活に支障のある65歳以上の高齢者を在宅で介護する方に対し、ホームヘルパーを派遣し、介護に伴う精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会の創出を図ります。 | 福祉 | 230 |
| | | | 介護支援ボランティア・ポイント事業 | 18歳以上の方が介護保険施設等でのボランティア活動や地域見守り協力員、ちよこつと困りごと援助サービス活動、ぬくもりだより訪問配布活動を行った場合に、換金できるポイントを付与し、高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。 | 福祉 | 231 |
| | | | 在宅復帰リハビリテーション連携事業 | 地域包括ケアの一環として、医療機関から自宅に復帰する場合や自宅で生活機能が低下した場合に、高齢者総合相談センターが一元的窓口となってリハビリテーションをコーディネートします。また、区内老人保健施設(委託契約施設)をリハビリテーション支援拠点として位置づけ活用します。 | 福祉 | 232 |
| | | | 特別永住者等福祉特別給付金 | 国民年金制度上、老齢年金等を受けることができない在日外国人等に福祉特別給付金を支給し、当該在日外国人等の福祉の向上を図ります。 | 福祉 | 233 |
| 高齢者在宅サービスセンターの管理運営 | 介護を必要とする在宅の高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、区立高齢者在宅サービスセンター(百人町、東戸山)の管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 234 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--|--|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高 い暮らし を 実感で きるま ち | 1 だれもが 互いに支 え合い、 安心して くらす るま ち | ① 高齢者と その家族 を支える サービスの 充実 | 介護人材育成支援 | 区内で介護保険サービスを提供している事業所等を対象にして、介護福祉士の資格取得やスキルアップのための研修を実施することで、区内の介護保険サービスの質の向上を目指します。 | 福祉 | 235 | | |
| | | | 介護保険サービス利用者負担の減額 | 低所得者の方を対象に、減額申出を行っているサービス事業者の利用者負担を軽減します。 | 福祉 | 236 | | |
| | | | 介護保険制度の運営 | 介護保険の被保険者の資格取得・喪失、保険料の賦課・徴収や還付、保健給付等の管理を行うとともに、各種申請の受付や相談など、介護保険制度を運営します。 | 福祉 | 237 | | |
| | | | 介護保険料の収納対策等 | 納付相談員(3人)による介護保険料の徴収や介護保険制度の趣旨普及を含めた活動のほか、コンビニエンスストアとの連携による収納窓口の拡大等により、介護保険料の収納率向上を図ります。 | 福祉 | 238 | | |
| | | | 介護サービス事業者の質の向上 | 事業者の質の向上と育成支援を主眼に、新宿区介護サービス事業者協議会の運営支援、事業者向け研修会の開催、情報提供等を行います。 | 福祉 | 239 | | |
| | | | 地域密着型サービス事業者の指定 | 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者の指定を行います。指定に際して新宿区地域包括支援センター等運営協議会の意見を聴取します。 | 福祉 | 240 | | |
| | | | 要支援・要介護認定の実施 | 要支援・要介護認定申請を受けて、介護認定審査会の判定に基づき要介護認定を行います。審査に当たっては、主治医意見書を徴取すると共に、認定調査を行います。 | 福祉 | 241 | | |
| | | | 介護保険制度の周知 | 介護保険制度の趣旨を広く周知するため、「介護保険べんり帳」等の作成・配布、ホームページによるサービス事業者の情報提供等を行うほか、介護モニター事業を実施します。 | 福祉 | 242 | | |
| | | | 介護給付適正化の推進 | 介護サービス事業者に対する指導検査、介護報酬請求内容の点検などを行い、サービス利用及び介護費用の適正化に取り組み、介護保険制度の安定的な運営を目指します。 | 福祉 | 243 | | |
| | | | 介護保険サービス給付費の支給等 | 介護保険法に基づき、居宅サービス費、施設サービス費など各種サービスの保険給付費を支給します。東京都国民健康保険団体連合会に介護報酬明細書の審査及び各サービス事業者への介護報酬の支払を委託します。 | 福祉 | 244 | | |
| | | | 介護予防事業の実施 | 介護保険法(地域支援事業)に基づく介護予防事業として、生活機能評価事業、介護予防教室、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業を行います。 | 福祉 | 245 | | |
| | | | 高齢者総合相談センターの運営 | 区内10ヶ所の高齢者総合相談センターにおいて、要介護状態にならないようにするため、予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスまで様々なサービスが包括的に行われるよう支援します。 | 福祉 | 246 | | |
| | | | 家族介護慰労金支給 | 1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした要介護者(要介護者4・5相当)を介護する家族に対して、慰労金を支給します。 | 福祉 | 247 | | |
| | | | 成年後見審判請求事務等 | 身寄りが無い、親族が申立を行うことができない等の理由で成年後見制度を利用することができない場合に、親族に代わって区長が審判請求を行い、福祉の向上を図ります。また、後見人等の報酬費用を負担することが困難な方の助成を行います。 | 福祉 | 248 | | |
| | | | 徘徊高齢者探索サービス | 認知症による徘徊のある高齢者を介護する区民に対して、位置情報専用探索機の貸出し及び探索サービス利用料の助成を行います。 | 福祉 | 249 | | |
| | | | 後期高齢者医療制度 | 20年4月から、75歳以上(一定以上の障害のある場合は65歳以上)の方を対象とする後期高齢者医療制度が創設され、運営主体となる「広域連合」は資格管理・保険料賦課・保険給付等を行い、区は保険料の徴収と各種申請等の窓口事務を行います。 | 健康 | 250 | | |
| | | | 老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成 | 老人性白内障のために水晶体摘出手術を行い、身体上の理由により眼内レンズを挿入できなかった65歳以上の一定の要件を満たしている高齢者に対して、特殊眼鏡等購入費用の一部を助成します。 | 健康 | 251 | | |
| | | ② 障害のある 人とその 家族の生 活を支え るサービスの 充実 | 障害者の福祉サービス基盤整備 | | | | | |
| | | | ①障害者入所支援施設(知的等)・グループホーム(知的)等の設置促進 | 区が取得する弁天町国有地に、知的障害者等を対象に入所支援、日中生活介護、ショートステイを行う施設を、民設民営方式により整備します。また、知的障害者が地域で自立した生活を送る場として、グループホーム等を民設民営方式により整備します。 | 福祉 | 252 | | |
| | | | ②精神障害者支援施設の設置促進 | 精神障害者が地域生活へ円滑に移行し、安定した生活を営めるよう、高田馬場福祉作業所移転後の跡地を活用し、医療機関と連携しながら、生活訓練、就労指導、相談事業、地域とのコミュニケーション支援等を行う精神障害者支援施設を設置します。 | 福祉 | 253 | | |
| | | | 心身障害者扶養年金事務(扶養共済制度) | 心身障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害となった場合に、心身障害者に年金を支給します。 | 福祉 | 254 | | |
| | | | 心身障害者医療費助成事務 | 身体障害者手帳1・2級(内部障害者は3級)及び愛の手帳1・2度の方が医療保険で診療等を受けた場合に、自己負担分の費用を助成します。 | 福祉 | 255 | | |
| | | | 障害者自立支援ネットワーク | 障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組みを行います。また、身体障害者、知的障害者、家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。 | 福祉 | 256 | | |
| | | | 介護給付費等の支給に関する審査会 | 介護給付費等の支給に関する審査会は、障害者自立支援法に基づき設置しており、障害程度区分の認定を行います。 | 福祉 | 257 | | |
| | | 障害児等タイムケア事業 | 小・中・高校生の障害児等について、放課後や夏休み等の居場所を提供します。事業を実施する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。 | 福祉 | 258 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高 い暮らし を 実感でき るまち | 1 だれもが 互いに支 え合い、 安心して くらしを 実感でき るまち | ② 障害のある人とその 家族の生 活を支え るサービ スの充実 | 障害者就労支援施設事業運営助成 | 民営の知的障害者就労支援施設、身体障害者就労支援施設及び精神障害者就労支援施設を運営する社会福祉法人等に対し、安定的な施設運営をサポートし利用者支援の充実に図るために、運営経費の一部を助成します。 | 福祉 | 259 | |
| | | | 障害者支援施設運営助成 | 障害者入所支援施設新居けやき園に対し、夜間看護職員の配置に対する助成や日中の生活介護利用者のための通所バス運行に対する助成などを行います。 | 福祉 | 260 | |
| | | | 障害者への自立支援給付等 | 障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、介護給付費、訓練等給付費等、自立支援医療費、補装具費、高額障害福祉サービス費などを支給します。 | 福祉 | 261 | |
| | | | 障害者地域生活支援事業 | 障害者の方に対し、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、生活サポート事業、日中一時支援事業(日中ショートステイ、障害児等タイムケア事業)等を行います。 | 福祉 | 262 | |
| | | | 福祉手当等の支給 | 心身に重度の障害がある方に心身障害者福祉手当を支給します。ほかに、原爆被災者への見舞金や、国や都の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当等があります。 | 福祉 | 263 | |
| | | | 心身障害者への助成 | 障害者の方に対し、歯科診療、リフトタクシーの運行委託、タクシー利用料、自動車燃料費、自動車運転教習費、障害者位置探索システム加入費用等の助成を行います。 | 福祉 | 264 | |
| | | | 在宅重度心身障害者への助成 | 在宅重度心身障害者に対し、心身障害者理美容サービス、家事援助事業、介護人休養サービス、寝具乾燥・消毒サービス、紙おむつ費用助成、巡回入浴サービス、重度脳性麻痺者介護人派遣、緊急通報システム・火災安全システムなどを行います。 | 福祉 | 265 | |
| | | | 身体障害者への助成 | 自らが運転する自動車を所有する身体障害者の方が、就労に伴い自動車を改造する場合に、その費用を助成します。また、外出困難な身体障害者の方に対し電話使用料を助成します。 | 福祉 | 266 | |
| | | | その他給付等助成 | 区と聴覚障害者の方との連絡を密にするため、電話ファクシミリを設置します。遠隔地の施設等に入所している障害者の家族が施設を訪問する際の交通費の一部を助成します。また、他者との接触が困難な精神障害者の方に、安否確認と見守りを行うとともに、社会参加の促進を図るため、配食サービスを行います。 | 福祉 | 267 | |
| | | | 高次脳機能障害者支援事業 | 高次脳機能障害者の方とその家族の生活を支援するために、相談事業、居場所づくり事業、研修事業をNPO法人へ委託し実施しています。 | 福祉 | 268 | |
| | | | 障害者施設医療的ケア体制への支援 | 区内の福祉ホーム等の施設利用者に対して、訪問看護事業所等に委託し、たんの吸入等の医療的ケアを実施するとともに、各施設の介護職員に対して研修等を通して、医療的ケアに関する知識、技術の習得を図ります。 | 福祉 | 269 | |
| | | | 特別永住者等重度障害者特別給付金 | 国民年金制度上、障害基礎年金を受けることができない特別永住者等の方へ、重度障害者特別給付金を支給します。 | 福祉 | 270 | |
| | | | あゆみの家の運営 | 心身に障害のある区民やその家族の福祉の向上を図るため、生活介護事業、短期入所・日中ショートステイ事業等や、生活介護利用者に対する給食・送迎サービスを実施する「あゆみの家」の管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 271 | |
| | | | 難病対策事業 | 難病患者等の方やそのご家族に対して、療養上生じる様々な問題について、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問等による相談を行うとともに、必要に応じてヘルパー派遣等を行います。 | 健康 | 272 | |
| | | | ③ セーフティ ネットの整 備・充実 | ホームレスの自立支援の推進 | | | |
| | ①拠点相談事業 | 拠点相談所「とまりぎ」で、ホームレスからの相談に対し、社会福祉士と精神保健福祉士が適切な情報提供や自立支援のための助言を行います。また、法律、住宅、借金、健康、アルコールに関する専門相談員を配置し、月に1～2回程度の相談を実施します。 | | 福祉 | 273 | | |
| | ②自立支援ホーム | 路上生活が短く、就労意欲の高いホームレスに対し、NPOが借り上げた施設を「自立支援ホーム」とし、一定期間、就労支援、生活指導を行うことで、安定した就労の確保とアパートへの転宅を実現し、再び路上生活に戻らず安定した生活を営めるよう支援します | | 福祉 | 274 | | |
| | ③地域生活への安定促進(訪問サポート) | すでにアパート等で生活しているが基本的な生活習慣が十分に回復せず地域社会での生活が安定していない元ホームレスの生活保護受給者に対し、柔軟性と専門性を持った団体と連携し、きめ細かい訪問、相談等を行い、安定した自立生活の維持を支援します。 | | 福祉 | 275 | | |
| | 生活保護受給者の自立支援の推進 | | | | | | |
| | ①就労支援の充実 | 生活保護受給者の自立支援を目的として、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援策を、ハローワークやNPOとの連携により実施し、生活保護受給者の経済的自立を目指した支援を行います。 | | 福祉 | 276 | | |
| | ②自立した地域生活を過ごすための支援の推進 | 生活保護受給者が地域で自立した生活を送るための支援を実施します。特に、生活保護受給者の約5割を占める高齢者のための「社会的な居場所」の充実や、小中学生とその保護者を対象とした支援の強化を図ります。 | | 福祉 | 277 | | |
| | 被災者への見舞 | 火災等の小被害が発生した場合に被災者に対し、見舞金を支給します。 | | 地域文化 | 278 | | |
| | 生活保護法施行事務等 | 生活困窮者の生活保障と自立助長を目的として定められた生活保護法の適正な実施及び円滑な運営を行います。また、嘱託医(内科医2名、精神科医1名)を設置し、医療扶助の判断、助言、指導を行います。 | | 福祉 | 279 | | |
| | 被保護者の生活支援事業 | 被保護者の自立を支援するため、福祉事務所が組織的な対応として「自立支援プログラム」を導入し、多様なサービスを提供して、自立促進を図ります。 | 福祉 | 280 | | | |
| | 保護費支給 | 生活保護は、国が生活に困窮する人に、困窮度に応じて生活を保障する制度で、生活、教育、住宅、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種の扶助費があり、被保護者への適正な給付と自立を支援します。 | 福祉 | 281 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|---------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを 実感できるまち | 1 だれもが互いに支え合い、安心して くらせるまち | ③ セーフティ ネットの整 備・充実 | 保護施設事務費 | 保護施設(救護、更正、宿所提供、授産)は、保護を要する者を入所させて、自立の助長を図るための施設です。入所者の費用等を負担します。 | 福祉 | 282 |
| | | | 法外援護 | 生活保護世帯に対して、8種の扶助費以外に健全育成費、中学校卒業後就職支度金、公衆浴場入浴券の支給、住宅引払い費用及び自立促進に必要な支援を行い、当該世帯の自立更正を図ります。 | 福祉 | 283 |
| | | | ホームレス対策 | 生活に困窮するホームレスに対して、食料の提供、医療要否の決定及び簡易宿泊所での宿泊指導等を行います。「ホームレス地域生活移行支援事業」など、東京都と23特別区で共同して実施し、費用の分担をします。 | 福祉 | 284 |
| | | | 女性相談員の活動 | 女性相談についての専門相談員を配置し、適切な相談や、指導を通じて福祉の向上を図ります。 | 福祉 | 285 |
| | | | 女性及び母子緊急一時保護 | 家庭状況等により緊急の保護を要する女性・母子に対し、関係諸機関との連携を図りながら、緊急一時保護施設等を利用した身体の安全確保と自立のための支援を行います。 | 福祉 | 286 |
| | | | 中国残留邦人等に対する支援 | 中国残留邦人等の老後の生活基盤安定を図るための給付金(生活支援費、住宅支援費、医療・介護費用等)を支給します。また、地域生活に必要な支援を行います。 | 福祉 | 287 |
| | | | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 一定基準以下の低所得世帯児童に対して、学習塾等の受講料(塾代)、高校・大学などの受験料の貸付金の相談や申込受付を行います。 | 福祉 | 288 |
| | | | 作業宿泊所の維持管理 | 区内の低所得者に対して、住居と就業の場を与え、生活の安定と自立の助長を図ります。 | 福祉 | 289 |
| | | 福祉全般 | 民生・児童委員の活動等 | 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、地域の中で援助を必要とする方の生活上の相談や助言を行っています(任期は3年)。 | 福祉 | 290 |
| | | | 民生・児童委員協議会に対する事業助成 | 10地区の民生委員・児童委員協議会が行う研修活動費等を助成し、民生委員相互の連携と資質の向上を図ります。 | 福祉 | 291 |
| | | | 新宿区社会福祉協議会運営助成 | 新宿区社会福祉協議会に対する運営助成を行います。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であり、公私の福祉関係者の参加と協力を得て、福祉サービスを必要とする住民に対し、必要なサービスを総合的に提供・援助しています。 | 福祉 | 292 |
| | | | 福祉サービスの利用者支援 | 福祉に関する総合的な情報提供と相談体制の充実やサービス評価の仕組みにより、区民が安心してサービスを選び、利用できるようにします。福祉総合電話相談、福祉サービス第三者評価等を実施します。 | 福祉 | 293 |
| | | | 旧軍人等援護事務 | 旧軍人・軍属及び戦没者遺族等に対して、普通恩給・一時恩給、戦没者遺族等に対する遺族年金・遺族給付金、遺族給与金、弔慰金、特別給付金等の請求受付・進達などを行います。 | 福祉 | 294 |
| | | | 新宿区遺族会に対する事業助成 | 区内戦没者遺族で構成される新宿区遺族会に対して、区内戦没者慰霊祭等への事業助成を行います。 | 福祉 | 295 |
| | 行旅病人及び行旅旅死亡人取扱事務 | | 行旅病人(旅行中に病気等で入院治療を要する短期滞在等の外国人)に対して応急的援護を行います。また、行旅旅死亡人(身元不明人、引取人のいない死亡人)の火葬処理、遺骨の保管等を行います。 | 福祉 | 296 | |
| | 新宿区保護司会への事業助成 | | 青少年非行防止、地域環境浄化活動・保護矯正活動推進のため、保護司会が行う事業に助成します。 | 子ども家庭 | 297 | |
| | 基礎年金事務等 | | 国民年金法に基づき、国民年金の資格の取得・喪失、老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金等の現況届の受付や、国民年金に関する相談・広報を行います。 | 健康 | 298 | |
| | 福祉年金事務 | | 国民年金発足の際に、加入する期間がないため年金を受けられない人(主に明治44年4月1日以前に生まれた者)を対象にした「福祉年金」の、住所・氏名の変更、死亡の届出等の受付を行います。 | 健康 | 299 | |
| | 2 だれもがいきいきと くらし、活躍できる まち | ① 高齢者の 社会参 加、自己 実現の機 会の提供 | 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備 | 元気な高齢者や団塊世代の経験・能力を活用した地域交流を促進するため、ことぶき館を、ボランティア等の社会貢献活動の拠点たる機能を加えたシニア活動館と、地域での仲間づくりや介護予防等に取り組む場となる地域交流館に整備します。 | 福祉 | 300 |
| | | | 新宿区シルバー人材センター運営助成等 | 公益社団法人新宿区シルバー人材センターに対して必要な経費の一部を助成することにより、高齢者の就業機会の増進及び生きがいづくりの一助とし、地域社会の発展に寄与することを目指します。 | 福祉 | 301 |
| | | | 高齢者福祉活動事業助成等 | 高齢者の生活支援、介護予防、いきがいづくり及び健康づくり等に関する活動を行う団体に対し、助成を行います。 | 福祉 | 302 |
| | | | 高齢者クラブへの助成等 | 高齢者クラブの活動を支援するため、高齢者クラブ運営費や連合会事業への助成等を行います。 | 福祉 | 303 |
| | | | 敬老事業 | 敬老会、ことぶき祝金及び区長による高齢者訪問により長寿のお祝いを行います。 | 福祉 | 304 |
| | | | 高齢者健康増進事業(高齢者福祉大会) | 高齢者クラブ会員やことぶき館等利用者が日頃練習した踊りや唄等を発表する場として、高齢者福祉大会を開催します。 | 福祉 | 305 |
| | | | 生涯現役塾 | 退職後に地域で活躍したいと考えている団塊の世代等のシニアを対象に、地域のボランティア活動に関する体験講座を実施し、地域で活躍するための手法を学ぶ場を提供します。 | 福祉 | 306 |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| Ⅲ 安全で 安心な 質の高 い暮らし を実現できる まち | 2 だれもが いきいき とくらし、 活躍できる まち | ① 高齢者の 社会参加、自己 実現の機会 の提供 | ことぶき館の運営 | 高齢者が健康でいきがいのある生活が送れるよう、高齢者相互の交流を図る憩いの場として、ことぶき館の管理運営を行います。 | 福祉 | 307 |
| | | | シニア活動館の管理運営 | シニア世代の方及び高齢者がボランティアなどの社会貢献活動の拠点の場とするとともに、シニア世代の方等を対象とした健康及び福祉の増進を図るため、シニア活動館の管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 308 |
| | | | 地域交流館の管理運営 | 地域における高齢者の福祉を増進するために行われる区民相互の交流の拠点とするとともに、高齢者に係る健康及び福祉の増進を図るため、地域交流館の管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 309 |
| | | | 高齢者いきいの家の管理運営 | 高齢者が健康でいきがいのある生活が送れるよう、高齢者相互の交流を図る憩いの場として、高齢者いきいの家「清風園」の管理運営を行います。 | 福祉 | 310 |
| | | ② 障害のある 人の 社会参加・就労 支援 | 高田馬場福祉作業所の建替えによる 就労支援の充実 | 老朽化したりサイクル活動センターと消費生活センター分館を一体的に建て替え、高田馬場福祉作業所を併設した複合施設を整備します。移転後の福祉作業所では、定員を54人から60人に拡充し、障害者の就労の場の充実を図ります。 | 福祉 | 311 |
| | | | 障害者福祉活動事業助成等 | 障害者の自立及び社会参加を促進する諸活動を支援するため、助成を行います。 | 福祉 | 312 |
| | | | 障害者施策推進協議会の運営 | 障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、新宿区における障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者施策推進協議会を設置・運営します(公募区民委員や障害者団体の代表者委員等による構成)。 | 福祉 | 313 |
| | | | 障害者就労支援推進 | 障害者の方の就労機会の拡大を図るため、区内障害者福祉施設等に「障害者による緑化推進事業」を委託により実施しています。 | 福祉 | 314 |
| | | | こころのバリアフリーの促進 | 障害者への理解を図るため、「こころのバリアフリー」を推進します。 | 福祉 | 315 |
| | | | 福祉作業所の管理運営 | 福祉作業所は、一般企業への就労が困難な障害者が仕事を行うための設備等を提供しており、その管理運営(指定管理者)を行います。また、集団生活訓練や日常生活訓練を行い、利用者の福祉向上を図ります。 | 福祉 | 316 |
| | | | 障害者福祉センターの管理運営 | 障害者福祉センターは、障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者に対する相談・福祉情報の提供、福祉サービスの利用支援などを行っており、その管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 317 |
| | | | 新宿生活実習所の管理運営 | 新宿生活実習所では、知的障害者の社会参加や社会生活能力の向上を図ることを目的として、生活支援や自立に向けての援助を行っており、その管理運営(指定管理者)を行います。 | 福祉 | 318 |
| | | ③ 新たな就 労支援の しくみづくり | 障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 | 新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、新宿区シルバー人材センター、子ども総合センターの就労支援事業と連携し、多様な就労訓練や就労機会を提供するにより、障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援を、効果的・効率的に実施します。 | 地域文化 | 319 |
| | | | 雇用促進支援の充実 | 総合相談窓口による就労相談やハローワーク新宿、東京商工会議所などの共催による面接会や就労支援セミナーの実施により、中小企業の人材確保と区民の就労促進を図ります。 | 地域文化 | 320 |
| | | ④ だれもが 安心して 住み続け られる豊 かな住ま いづくり | 高齢者等入居支援 | 保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯に対し、協定保証会社へのあっ旋、保証委託料の一部を助成します。また、高齢者の入居制限の軽減を支援するために、賃貸住宅入居者向け緊急通報装置利用料に対し助成します。 | 都市計画 | 321 |
| | | | 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援 | 分譲マンションの良好な維持・管理を促進するため、建物の維持・保全、マンション管理組合の運営に関する啓発活動、相談、情報提供を行います。 | 都市計画 | 322 |
| | | | 区営住宅の再編整備((仮称)弁天町コーポラス) | 弁天町国有地を取得し、老朽化が進んでいる早稲田南町地区の区営住宅(早稲田南町アパート・早稲田南町第2アパート・早稲田南町第3アパート)を移転建替えし、居住水準の向上を図ります。 | 都市計画 | 323 |
| | | | 住宅修繕工事等業者あっ旋 | 区民が住宅の増改築・修繕等(水廻りのみ、電気設備のみは除く)を行う場合、区が窓口となり「新宿区住宅リフォーム協議会」を通じて工務店等をあっ旋します。 | 都市計画 | 324 |
| | | | 都営住宅公募事務 | 東京都が実施する都営住宅の公募に際し、募集案内を配布します。また、新宿区内の都営住宅の地元割当を受けた場合、新宿区が区民を対象に公募を行い、抽選後、使用登録者名簿を東京都に提出します。 | 都市計画 | 325 |
| | | | 住宅まちづくり審議会の運営 | 区民が安心して住み続けられ、健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的に設置された「新宿区住宅まちづくり審議会」の運営を行います。 | 都市計画 | 326 |
| | | | 住宅相談 | 東京都宅地建物取引業協会新宿支部の協力による、民間賃貸住宅の住み替え及び不動産取引等についての相談を実施します。また、同支部と共催で、年一回無料街頭不動産相談を実施します。 | 都市計画 | 327 |
| | | | 住宅資金の融資あっ旋利子補給 | 区内に住宅の建設・購入又は増改築を行う場合で一定の条件に該当するときに、必要な資金の一部について金融機関への融資あっ旋と利子補給を行います。 | 都市計画 | 328 |
| | | | 民間賃貸住宅家賃助成 | 区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯及び学生・勤労者単身者世帯に対し、家賃の一部を助成します。 | 都市計画 | 329 |
| | | | 子育てファミリー世帯居住支援 | 義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯が、区内の民間賃貸住宅に住み替える場合、賃貸契約時の費用または転居前後の家賃の差額と引越し費用の一部を助成します。 | 都市計画 | 330 |
| | | | 住み替え居住継続支援 | 区内民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に対して、転居後住宅の家賃と引越し費用の一部を助成します。 | 都市計画 | 331 |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|--|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高 いくらしを 実感できる まち | 2 だれもが 安心して いきいき とくらし、 活躍でき るまち | ④ だれもが 安心して 住み続け られる豊 かな住ま いづくり | 災害時居住支援 | 火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合、住宅確保に要する経費の一部を一定期間助成します。 | 都市計画 | 332 | |
| | | | 区営住宅の管理運営 | 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・シルバーピア向け・障害者向け・母子世帯向けがあります。 | 都市計画 | 333 | |
| | | | 区民住宅の管理運営 | 義務教育修了前の児童を扶養するファミリー世帯の定住化を促進するため、所得が区営住宅基準以上の区民に対し、区民住宅を提供します。 | 都市計画 | 334 | |
| | | | 事業住宅の管理運営 | まちづくり推進事業のうち、区が実施又は関与する事業の施行に伴い、住宅の建替え又は除却により住宅に困窮する従前居住者に対し事業住宅を提供します。 | 都市計画 | 335 | |
| | | | 建築許可・確認等事務 | 建築基準法及び関係法令に基づき、建築物・工作物等の確認申請の審査や許可、認定の事務を行います。また、建築物等の中間検査や完了検査など、建築物が各種法令に適合しているかの検査業務も行います。 | 都市計画 | 336 | |
| | | | 建築相談等 | 中高層建築物の建築により近隣住民と建築主との間に生じる日照障害、電波障害、工事中の騒音・振動等の問題について、条例に基づき相談を行います。 | 都市計画 | 337 | |
| | | | 建築物整備指導事務 | 一定の公共建築物等に対して、障害者等の利用を考慮した整備を指導し、また整備された建築物に「適合証」を交付・掲示すること等により、障害者等の生活圏の拡大及び福祉の増進を図ります。 | 都市計画 | 338 | |
| | | | 建築審査会の運営 | 建築基準法に規定する特定行政庁の許可に係る同意や特定行政庁・建築主事等の処分等に係る審査請求についての裁決、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議するため、新宿区建築審査会を運営します。 | 都市計画 | 339 | |
| | | | 都市計画行政資料整備 | 都市計画情報(地図情報)の概略をインターネットサービスで提供します。また、土地利用現況図、「新宿区の土地利用」を作成します。 | 都市計画 | 340 | |
| | | | 建築関係統計調査 | 建築工事届・建築物除却届に基づき、建築物動態統計を作成するとともに、年1回現場実態調査を実施して、統計数値の補正を行います。 | 都市計画 | 341 | |
| | | | 建築行政資料整備 | 建築確認支援システムを使用して、建築行政情報の一部を区民等に提供するとともに円滑な事務処理に役立てます。 | 都市計画 | 342 | |
| | | | 3 災害に備 えるまち | ① 災害に強 い、逃げ ないです む安全な まちづくり | 建築物等の耐震性強化 | | |
| | ①建築物等耐震化支援事業 | 建築物の耐震化を促進するため、助成等を行います。 ・予備耐震診断、耐震調査計画、耐震補強工事、工事監理、モデル地区事業、ブロック塀除去、耐震シェルター・ベッド | | | 都市計画 | 343 | |
| | ②擁壁・がけ改修等支援事業 | 21～23年度の擁壁・がけ点検調査の結果に基づき安全化指導・啓発を継続して実施します。併せて、擁壁が崩壊した際に被害が大きなものや救助救援活動への影響が大きなものについて改修費用を助成します。また、改修を検討する場合には、改修工事に関するアドバイスを行うコンサルタントを派遣します。 | | | 都市計画 | 344 | |
| | 道路・公園の防災性の向上 | | | | | | |
| | ①道路・公園の治水対策 | 東京都豪雨対策基本方針に基づく豪雨対策を計画的に実施します。道路・公園の治水対策として、水害の発生した地域等において経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復を実施していくことで、区内における水害を軽減します。 | | | みどり土木 | 345 | |
| | ②道路・公園擁壁の安全対策 | 18年度に実施した道路・公園擁壁等調査で注意を要すると判断された箇所を対象に、計画的に点検調査を実施します。点検調査を基に改修・補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の整備を図ります。 | | | みどり土木 | 346 | |
| | ③公園における災害対応施設の整備 | 災害発生時に、区民等への支援を行う機能をより一層充実させるため、比較規模の大きい公園で多目的貯水槽が設置可能な公園に、災害用トイレ・多目的貯水槽等を設置します。 | | | みどり土木 | 347 | |
| | 道路の無電柱化整備 | 主要な区道において、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、再開発等の機会をとらえ、事業者等に無電柱化の整備を要請していきます。 | | | みどり土木 | 348 | |
| | 木造住宅密集地区整備促進 | 若葉・須賀町地区において、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路等の公共施設を整備し、防災性と住環境の向上を図ります。 | | | 都市計画 | 349 | |
| | 再開発による市街地の整備 | | | | | | |
| | ①市街地再開発事業助成 | 都市再開発法に基づく手続き、再開発組合運営の支援、補助金交付を行います(西新宿五丁目中央北地区、西富久地区)。 | | | 都市計画 | 350 | |
| | ②市街地再開発の事業化支援 | 市街地再開発準備組合の活動支援を行います(西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区、四谷駅前地区、西新宿五丁目北地区) | | | 都市計画 | 351 | |
| | 地域の初期消火体制等の確立 | 地域の初期消火体制等を確保するため、地域配備消火器の維持管理、生活保護受給世帯に対する簡易型消火具の配布、防災区民組織に配備している小型消防ポンプの保守点検を実施するとともに、防火貯水槽等の維持管理を行います。また、生活用水の確保のため災害用協定井戸等の点検・補修等を行います。 | | | 区長室 | 352 | |
| | 災害時要援護者対策の推進 | 災害時要援護者への地域の支援体制づくりをするとともに、災害時要援護者名簿の登録者数の拡大と登録者に対する家具転倒防止器具等の無料交付を行います。 | | | 区長室 | 353 | |
| | 地籍情報の調査 | 公図一筆ごとの土地の境界等の実態を調査し、地籍図と地籍簿を作成することにより、道路区域の境界確認を進め、大規模災害時の復旧等にも活用します。街区調査(官民境界)を一筆調査に先行して実施しています。 | | | みどり土木 | 354 | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高 い暮らし を実感で きるまち | 3 災害に備 えるまち | ① 災害に強 い、逃げ ないです む安全な まちづくり | 水防対策 | 神田川・妙正寺川の水位・雨量の観測情報を迅速にホームページや携帯端末に公開します。また、消防署と連携した水防演習や、東京河川改修促進連盟総会への参加、雨水流出抑制施設設置の促進などを行います。 | みどり土木 | 355 |
| | | | 土地区画整理事業認可等事務 | 土地区画整理事業を行う施行予定者の申請手続き、相談等を行います。 ①関係機関との調整や地元組織等への指導・相談業務、②土地区画整理法に係る認可等の事務、③換地処分が行われた土地の図面の閲覧等 | 都市計画 | 356 |
| | | | まちづくり事業の支援 | まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家(まちづくり相談員)の派遣などにより助言、相談や技術的支援を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを支援します。 | 都市計画 | 357 |
| | | | 木造住宅密集地区整備促進事業(建替資金利子補給) | 木造住宅密集地区整備促進事業地区において、老朽建築物等の建替えを行った事業者に対し、低利な融資をあっ旋し、その利子の一部を補助します(平成5年度～14年度までに融資を受けた事業者が対象)。 | 都市計画 | 358 |
| | | | 都心共同住宅供給事業 | 都知事の認定を得た都心共同住宅供給事業の共同建替え事業のうち、区のまちづくりに資する事業について、建設費等の一部を補助します。 | 都市計画 | 359 |
| | | | 住宅金融支援機構融資住宅等の審査、指導事務 | 住宅金融支援機構融資を受ける災害復興住宅融資等に係る設計審査・現場審査を行います。 | 都市計画 | 360 |
| | | | 違反建築物是正事務 | 違反建築物の是正指導に係る事務を行います。また、警察や保健所からの営業許可申請に伴う通知等に基づき現場実査による安全化指導を行います。 | 都市計画 | 361 |
| | | | がけ等整備資金融資あっ旋利子補給 | 区内の危険ながけ等の補修や改修に必要な資金の融資をあっ旋します。また、融資を受けた方に対し、利子の一部を補助します。 | 都市計画 | 362 |
| | | | 既存建築物の防災対策指導 | 既存建築物に対して、定期報告に基づき、維持管理の啓発、改善・改修の指導を行います。また、定期報告対象外の項目についても防災上必要な場合は、調査、対策の実施の指導等を行います。 | 都市計画 | 363 |
| | | | 災害情報システムの再構築 | 災害時の初動態勢の強化に向け、区民・帰宅困難者等に対する迅速な情報提供システムを整備します(第一次整備)。また、地域での救出救護活動や避難誘導を支援するため、避難所情報や災害時要援護者安否確認情報等のシステムを整備します(第二次整備)。 | 区長室 | 364 |
| | 災害用避難施設及び備蓄物資の充実等 | 災害時における在宅避難者・帰宅困難要援護者のための食糧等備蓄物資を充実します。また、災害用備蓄物資の適正配置や新宿駅周辺帰宅困難者の一時待避場所となる避難所の運用資器材の整備により、災害応急活動体制を確立します。 | 区長室 | 365 | | |
| | 防災会議等の運営 | 「地域防災計画」を作成し、その実施を推進するための新宿区防災会議を運営します。また、国民保護法に基づき設置されている新宿区国民保護協議会の運営を行います。災害時の医療救護活動や災害医療訓練についての検討を行う医療関係4団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨医師会)等で構成する新宿区災害医療運営連絡会を開催します。 | 区長室 | 366 | | |
| | 職員応急態勢の整備 | 緊急時職員参集システムにより、災害発生時における迅速な初動態勢を確立するとともに、防災服の貸与など緊急時に備えて応急対策活動に従事する職員の環境整備を行います。 | 区長室 | 367 | | |
| | 防火防犯協会及び防犯協会への事業助成 | 防火防犯協会による火災予防広報活動、各種警戒及び防災訓練事業等に対する助成を行います。また、防犯協会による各種防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりを進めます。 | 区長室 | 368 | | |
| | 職員防災住宅の管理運営 | 災害時に初動態勢の確立に向けて、職員防災住宅の管理運営を行います。居住職員に対する研修や防災訓練等を実施します。 | 区長室 | 369 | | |
| | 災害援護資金の償還管理 | 災害救助法が適用された場合の災害援護資金の貸付を実施します。現在は平成17年9月4日大雨災害による災害援護資金の償還及び利子補給を行っています。 | 区長室 | 370 | | |
| | 被災者支援施設の運営 | 災害等で住宅に被害を受けた者に一時滞在施設を提供することにより被災者の一時的な生活の場の提供と生活再建への支援を行います。 | 区長室 | 371 | | |
| | 地域防災コミュニティの育成 | 地域の自主防災体制の確立と強化を目的に、防災区民組織に対する活動助成や、防災ボランティアの育成を行います。また、中高層マンションの防災対策支援、区内事業所への防災対策の啓発を実施します。 新宿駅周辺地域では、事業所や関係機関で構成する協議会を設置し、帰宅困難者対策を実施するなど業務・商業地域の防災力向上を図ります。 | 区長室 | 372 | | |
| | 防災思想の普及 | 防災とボランティア週間事業、防災教室、地域の防災イベント、防災ビデオの貸出などを通じて防災思想の普及啓発を行い、区民の防災意識の高揚を図ります。また、災害時に必要な防災用品のあっせんを行い、家具類転倒防止対策を推進します。 | 区長室 | 373 | | |
| | 災害訓練等の実施 | 避難所運営管理訓練や町会・自治会等による自主訓練、起震車訓練などを実施し、地域防災力の向上を図ります。 | 区長室 | 374 | | |
| 備蓄物資の購入及び備蓄倉庫の維持管理 | 災害時に食糧、生活必需品、医薬品及び医療資機材等の物資を迅速に供給するため、災害用物資を備蓄します。また、備蓄物資を良好に保管しておくため、各種物資の点検や備蓄倉庫の維持管理を行います。 | 区長室 | 375 | | | |
| 災害情報システムの運用 | 災害時の情報収集伝達手段として整備している災害情報支援システムの運用及び維持管理を行います。また、気象情報を収集し、防災対策に活用するとともに区ホームページや携帯サイトを通じて区民への情報提供を行います。 | 区長室 | 376 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| Ⅲ 安全で 安心な、 質の高い くらしを 実感でき るまち | 3 災害に備 えるまち | ② 災害に強 い体制づく り | 防災施設等の管理運営 | 災害時の本庁舎のバックアップ機能や防災教育・啓発活動の拠点として防災センターの管理運営を行います。また、防災対策要員の防災活動拠点である「小滝橋地域防災活動拠点」の管理運営や地域の防災活動拠点である「多目的環境防災広場」の維持管理を行います。さらに、避難標識などの設置及び維持管理を行います。 | 区長室 | 377 | | |
| | | | 消防団活動への振興助成 | 地域に密着した防災機関である消防団の活動や各種事業に対する助成を行います。 | 区長室 | 378 | | |
| | | | 土木職員への救命技能(普通)訓練 | 現場に出て作業することの多い土木職員が、区民等が交通事故や急病などで命の危機にさらされた際に応急処置を施し、救急隊員に適切に引き渡すことのできる体制づくりのため、救命訓練等を行います。 | みどり土木 | 379 | | |
| | 4 日常生活の安 心・安心を 高めるま ち | ① 犯罪の不安 のないま ちづくり | 重点地区の活動強化 | 新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づき、重点地区の拡充を進めるとともに、重点地区の活動を強化するため、複数の重点地区等が相互に連携・協働して防犯活動を行うことにより地域の犯罪抑止に寄与します。 | 区長室 | 380 | | |
| | | | 街路灯及び橋りょう灯の維持管理 | 交通の安全確保、防犯、都市景観向上のため、街路灯・橋りょう灯の新設改修や電球交換等の日常管理を行います。 | みどり土木 | 381 | | |
| | | | 民有灯及び商店街灯の支援 | 町会等が所有する民有灯と商店街灯の維持経費の助成を行います。また、民有灯においては計画的な灯具の改修と球交換を実施します。 | みどり土木 | 382 | | |
| | | ② 消費者が 安心して 豊かにく らせるま ちづく り | 消費者講座 | 新宿未来創造財団や地域の消費者団体との連携により、くらしの知識と情報を提供する「消費者講座」を実施します。また、消費者団体が主催する消費者講座に専門講師の派遣等を行います。 | 地域文化 | 383 | | |
| | | | 消費生活展 | 消費生活に関する知識の普及と消費者団体の活動発表の場として、楽しみながら学べる「総合的な生活展」を開催します。また、消費生活に関するシンポジウムやパネル展を開催し、情報提供と知識の普及に努めます。 | 地域文化 | 384 | | |
| | | | 消費者情報の提供 | 消費生活の安定向上を図るため、「くらしの情報」の発行や各種パンフレット等の配布を通じて、正しい知識の普及に努めます。また、区内の中学校・高等学校と協力して若い世代への消費者教育の充実を図ります。 | 地域文化 | 385 | | |
| | | | 消費者活動の事業助成等 | 消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、消費者活動を行う区民の拡大を図るために、消費者団体が行う公益性のある活動に対し、事業費の2/3を助成します。 | 地域文化 | 386 | | |
| | | | 消費生活相談 | 商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブルでのあせせん解決のため、消費生活センターにおいて、消費生活相談員による電話相談、来所相談、地域への出張相談、個別訪問相談等を行います。 | 地域文化 | 387 | | |
| | | | 多重債務特別相談 | 深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため、月2回、弁護士、生活支援相談員、消費生活相談員等による総合的な多重債務特別相談を行います。 | 地域文化 | 388 | | |
| | | | 消費生活センター分館の施設利用 | 区民が安心して消費生活を営むことを支援するために設置した消費生活センター分館の会議室等を、消費者団体等の自主的活動の場として貸出します。 | 地域文化 | 389 | | |
| | | | 計量器等の調査指導 | 計量法に基づき東京都が実施する定期調査の事前調査や、家庭用品品質表示法及び電気用品安全法に基づく店舗等への立ち入り検査を隔年で行います。 | 地域文化 | 390 | | |
| | | | Ⅳ 持続可 能な都 市と環 境を創 造する まち | 1 環境への 負荷を少 なくし、 未来の環 境を創る まち | ① 資源循環 型社会の 構築 | ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進 | | |
| | | ①資源回収の推進 | | | | 資源循環型社会の構築を目指し、リサイクル活動団体への支援による集団回収や、古紙・びん缶・ペットボトル・乾電池・白色トレイ回収など資源回収を推進し、資源化率の向上に努めます。 | 環境清掃 | 391 |
| | | ②プラスチックの資源回収の推進 | | | | 容器包装プラスチックの資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図っていきます。 | 環境清掃 | 392 |
| | | ③ごみの発生抑制の推進 | | | | ごみの発生抑制を基本としたごみの減量とリサイクルの推進に向けて、区民・事業者・区による意見交換の場として3R推進協議会を運営し、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取組みを推進していきます。 | 環境清掃 | 393 |
| | | ④事業系ごみの減量推進 | | | | 事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入指導の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導します。 | 環境清掃 | 394 |
| リサイクル清掃審議会の運営 | 区長から委嘱・任命を受けた学識経験者、公募委員等からなるリサイクル清掃審議会を運営し、清掃事業の基本方針に関することや処理に係る重要な事項について検討します。 | 環境清掃 | | | | 395 | | |
| 清掃協力会の活動支援 | 住民の自主組織であり、地域の清掃事業を円滑に推進することを目的として設置した区内の3つの「清掃協力会」に、清掃事業の普及啓発活動の一部を委託し、清掃事業に対する区民の理解と協力を得る基盤としています。 | 環境清掃 | | | | 396 | | |
| 廃棄物情報管理システムの運用 | 廃棄物情報管理システムは、ごみの搬入やごみ量の把握を行うための23区共通のシステムであり、清掃工場、清掃事務所、最終処分場等をネットワークで結んでいます。このシステムにより、車両管理などの業務の効率化を図ります。 | 環境清掃 | | | | 397 | | |
| 一般廃棄物処理業の許可事務等 | 法律、条例に基づき、一般廃棄物処理業・収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可指導事務や立入検査を実施しています。 | 環境清掃 | | | | 398 | | |
| 一般廃棄物収集運搬業務に関わる職員の安全衛生管理 | 職員が一般廃棄物収集運搬業務等に安全かつ衛生的に従事するため、産業医を設置しての健康管理、被服・保護具の購入及びクリーニング、破傷風予防等を行います。 | 環境清掃 | | | | 399 | | |
| 清掃一部事務組合及び清掃協議会への分担金 | ごみの中間処理(焼却、破砕等)等を23区で共同処理するため設立した東京二十三区清掃一部事務組合、及びそれと各区との連絡調整を図っている東京二十三区清掃協議会への経費(分担金)を負担します。平成22年度からは、清掃負担の公平に伴う調整額も加算されています。 | 環境清掃 | 400 | | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|--|
| IV 持続可能な都市と環境を創造するまち | 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち | ① 資源循環型社会の構築 | ごみの発生抑制に向けた普及啓発 | ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的とした、啓発パンフレットの作成、児童・幼児等向け講座等の実施、施設見学会、ごみ減量・リサイクル功労者表彰等を行います。 | 環境清掃 | 401 | |
| | | | 収集車両の維持管理等 | 一般廃棄物収集運搬のため直営車両(小型プレス車、軽小型貨物車等)と新宿中継所の不燃ごみ運搬用コンテナの維持管理・更新を行うほか、作業車両の雇い上げを行います。 | 環境清掃 | 402 | |
| | | | 一般廃棄物の収集運搬業務 | 廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう、啓発活動やごみ集積所排出状況の改善を行います。また、不法投棄対策や、粗大ごみ収集の民間委託の管理・指導を行います。 | 環境清掃 | 403 | |
| | | | 粗大ごみ中間施設の共同管理に係る経費負担金 | 豊島区にある粗大ごみ中間施設の共同管理に係る経費を負担します。粗大ごみの収集運搬を効率的に実施するため、収集した粗大ごみを中間施設に搬入し、破砕した後、処理施設に運搬・処理しています。 | 環境清掃 | 404 | |
| | | | 有料ごみ処理券の交付等 | 法律、条例等に基づき、廃棄物処理手数料の適正な徴収のため、粗大ごみ排出者と日量50kg未満のごみ(資源)を排出する事業者を対象に、有料ごみ処理券を印刷し、公募店・コンビニ等で販売します。 | 環境清掃 | 405 | |
| | | | 本庁舎以外の区施設の資源回収 | 本庁舎以外の区施設について、本庁舎同様に資源をリサイクルし、ごみの減量化を図ります。 | 環境清掃 | 406 | |
| | | | 新宿清掃事務所の管理運営 | ごみの収集運搬、資源回収事業等を行う「新宿清掃事務所」、「新宿東清掃センター」及び「歌舞伎町清掃センター」の管理運営を行います。 | 環境清掃 | 407 | |
| | | | 新宿中継所の管理運営 | 新宿中継所の管理運営を行います。中継所は、新宿区、中野区、杉並区の全域と、渋谷区、豊島区及び練馬区の一部地域の不燃ごみを受入れ、大型コンテナに積み替えて最終処分場まで運ぶことにより、収集作業の効率化と道路渋滞の回避、CO2排出削減等に貢献しています。 | 環境清掃 | 408 | |
| | | | 若宮町ストックヤードの維持管理 | 回収した資源及び廃棄乾電池保管容器(ドラム缶)の一時保管場所として、また、集団回収の支援物品の一時保管場所として使用しています。また、新宿東清掃センターの仮移転期間中のごみの積み替え場所として使用します。 | 環境清掃 | 409 | |
| | | | リサイクル活動センターの管理運営 | リサイクル活動センターは、区民のごみ減量及びリサイクルの活動拠点として、指定管理者による管理運営を行い、不用品再利用事業やリサイクルに関する情報発信等を区民との連携により実施します。 | 環境清掃 | 410 | |
| | | | 建設リサイクル事務 | 法律に基づき、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事及び新築工事等について、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別処理に関する届出の受理、指導等を行います。 | 都市計画 | 411 | |
| | 2 地球温暖化対策の推進 | 地球温暖化対策の推進 | | | | | |
| | | ①区民の低炭素な暮らしとまちづくりへの取組みの促進・支援 | 区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿エコ隊の登録数の増、みどりのカーテンの普及、住宅用再生可能エネルギー機器等への補助等を行い、家庭部門からのCO2排出削減を図ります。 | 環境清掃 | 412 | | |
| | | ②事業者の低炭素な暮らしとまちづくりへの取組みの促進・支援 | 事業者の省エネ行動を促進するため、省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得助成等、中小事業者向けの各種事業を実施し、業務部門における温室効果ガスの削減を図ります。 | 環境清掃 | 413 | | |
| | | ③区が率先して取り組む地球温暖化対策 | 区が率先して、区有施設へ太陽光発電等を設置し、地球温暖化対策及びその見える化を推進し、区民等への普及啓発を図ります。また、伊那市、沼田市、あきる野市の「新宿の森」での間伐・植林活動や森林保全を支援し、カーボンオフセットによる区内のCO2削減の仕組みづくりを進めます。 | 環境清掃 | 414 | | |
| | | 道路の温暖化対策 | | | | | |
| | | ①環境に配慮した道づくり | 環境に配慮した道路舗装(遮熱性舗装)を実施することで、ヒートアイランド現象の抑制を目指します。また、多摩の間伐材を利用した木製防護柵(ガードフェンス)を設置することで、まちに潤いや温もりを与え、資源の有効活用を図ります。 | みどり土木 | 415 | | |
| | | ②道路の節電対策 | 道路の街路灯をエネルギー効率の良い省エネタイプ(特にLED)の街路灯に改修することにより、温室効果ガスの抑制と節電対策を行います。また、区の街路灯が商店街灯と競合している路線について、地元商店街と協議し、効果的に再配置します。 | みどり土木 | 416 | | |
| | | 清潔できれいなトイレづくり | 老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修します。また、公園トイレについて、これまでの建物型トイレに加え、箱型トイレの改修を進めています。 | みどり土木 | 417 | | |
| | | 路上喫煙対策の推進 | 受動喫煙による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、路上喫煙禁止の普及啓発を行います。特に、パトロールや路上喫煙率調査の範囲を駅周辺道路から生活道路にも拡大します。 | 環境清掃 | 418 | | |
| | | アスベスト対策 | 個人・中小企業が所有する民間建築物で、吹付けアスベスト等施工のおそれのある建築物について、アスベスト含有調査費用を助成します。また、吹付けアスベスト等が施工されている建築物について、除去等工事費用を助成します。 | 都市計画 | 419 | | |
| | | たばこ商業協同組合への事業助成 | 街の環境美化と喫煙者のマナーの向上を図るために、たばこ商業協同組合が実施する啓発事業や美化活動事業に対して経費の一部を助成します。 | 総務 | 420 | | |
| | | 屋外広告物許可及び是正事務 | 都条例に基づく屋外広告物の掲示等の許可・届出事務、違反広告物に対する是正・撤去等について、事務処理特例条例の委任に基づき実施します。 | みどり土木 | 421 | | |
| | | 公衆便所の維持管理 | 公衆便所の清掃を、基本的に毎日1回、利用頻度が高い公衆便所は2~4回行うとともに、適宜、便所設備の交換等を行っています。 | みどり土木 | 422 | | |
| | | 3 良好な生活環境づくりの推進 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|--|
| IV 持続可能な都市と環境を創造するまち | 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち | ③ 良好な生活環境づくりの推進 | 公害の監視・規制・指導 | 公害のない良好な生活環境づくりのため、石綿含有建築物解体作業の監視、工場・指定作業場などへの立入り監察、一般生活公害の苦情・陳情対応、地下水汚染調査、繁華街・駅周辺の騒音調査などを実施します。 | 環境清掃 | 423 | |
| | | | 測定調査 | 区内の大気汚染状況等を的確に把握するため、常時測定局における大気監視、大気中のダイオキシン類の濃度測定及び自動車騒音・振動測定、河川の水質調査、酸性雨の調査、光化学スモッグ情報の提供を行います。 | 環境清掃 | 424 | |
| | | | ポイ捨て防止ときれいなまちづくり | 区内全域で、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動を区民・事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。 | 環境清掃 | 425 | |
| | | | カラス対策 | 増大するカラスの被害に対応するため、カラスが攻撃的になる繁殖期にあたる春から夏にかけて、住民からの通報や依頼に対応し、職員が現場を確認し、委託業者による巢の撤去を行います。 | 環境清掃 | 426 | |
| | | | 自動販売機対策の推進 | 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例に基づき、屋外に設置する飲料用自動販売機の管理者等からの設置届等を受け、回収容器の設置・再生・資源化について啓発・指導を行います。 | 環境清掃 | 427 | |
| | | | 土地取引に関する届出等事務 | 土地取引の届出の受理等を行います。 ・国土利用計画法に基づく土地取引届出等の受理に関する事務 ・公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務 | 都市計画 | 428 | |
| | | ④ 環境問題への意識啓発 | 環境学習・環境教育の推進 | 区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるよう、環境学習情報センターを核として、イベントの実施や様々な情報提供を通じて普及啓発を行います。また、学校における環境教育の着実な推進を図ります。 | 環境清掃教育委員会 | 429 | |
| | | | 環境審議会の運営 | 新宿区環境基本条例に基づき設置する「新宿区環境審議会」を運営します。区長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事、その他環境の保全に関する基本的事項を調査・審議します。 | 環境清掃 | 430 | |
| | | | 環境基本計画の推進 | 新宿区環境基本計画を推進します。また、この計画の進捗状況を把握するツールとして、環境白書を発行し、「環境白書を読む会」の開催などにより、環境施策を広く公表していきます。 | 環境清掃 | 431 | |
| | | | ISO14001の推進 | 新宿区が一事業所として認証取得しているISO14001(環境マネジメントシステム)により継続的に環境改善を進め、エネルギー使用量削減、温室効果ガスの排出量削減に向けて、全庁を挙げて取り組めます。 | 環境清掃 | 432 | |
| | | | エコライフ推進員の活動 | 地域の環境保全活動の中心的存在としての役割を担う「エコライフ推進員」を区長が委嘱し、協議会等を開催するとともに、分科会ごとに各分野に関する調査・研修を行います。 | 環境清掃 | 433 | |
| | | | 環境学習情報センター管理運営費 | 環境問題に取り組む区民や団体、事業者の活動の場の提供など、環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点として、環境情報学習センターの管理運営(指定管理者)を行います。 | 環境清掃 | 434 | |
| | 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち | ①水とみどりの環の形成 | 区民ふれあいの森の整備 | おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地と民有地を取得して、おとめ山公園とあわせて「区民ふれあいの森」として整備し、みどりの拡充を図るとともに、区民がみどりとふれあう機会を創出していきます。 | みどり土木 | 435 | |
| | | | 新宿りっぱな街路樹運動 | 新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」のある道路空間(新宿グリーンシンボルロード)を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備します。維持管理は、道のサポーターや沿道利用者で調整のうえ行います。 | みどり土木 | 436 | |
| | | ②みどりを残し、まちへ広げる | 新宿らしいみどりづくり | | | | |
| | | | ①みんなでみどり公共施設緑化プラン | 公共施設において様々な手法により整備した多様なみどりを保全していきます。また、公共施設の緑化の一環として、区立公園等の植栽空間の再整備を行う「花の名所づくり」を進めます。 | みどり土木 | 437 | |
| | | | ②空中緑花都市づくり | 新たにみどりを増やす有効な手段である屋上や壁面などの建築物の緑化(空中緑花)に向けて助成・普及啓発を図ります。「新宿花いっぱい運動」として商店街等の道路空間や公共施設をハンギングバスケットやプランターにより緑化を進めます。 | みどり土木 | 438 | |
| | | | ③樹木・樹林等の保存支援 | 民有地の大きな樹木等を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理費の一部を助成すること等により、都市部における貴重なみどりを保護を支援していきます。公共用地の樹木等についても、24年度から保護指定を行います。 | みどり土木 | 439 | |
| | | | 地域に根ざしたみどりの普及や啓発 | 講座の開催、みどりの巡回サービス、各種みどりのイベントの開催など、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やし、地域に根ざしたみどりの普及や啓発を行います。また、区民グループや地域の団体とみどりの協定を結び、緑化材料を支給し、地域の緑化を推進します。 | みどり土木 | 440 | |
| | | みどりの推進審議会の運営 | 新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査、審議するために設置する「新宿区みどりの推進審議会」を運営します。みどりの計画、保護樹木等の指定、解除等について審議します。 | みどり土木 | 441 | | |
| | | みどりのしくみづくり | みどりの保全と創出のため、条例に基づき、敷地面積250㎡以上の建築等を行う際に緑化計画書の事前認定と工事完了確認を行います。また、みどりの基本計画の見直し、みどりの実態調査を適時行います。 | みどり土木 | 442 | | |
| | | みどり公園基金積立金 | 公園・緑地等の用に供する土地の取得や整備を行い、区内のみどりの創出・保全や公園の充実を図るため、「みどり公園基金」を設置し、基金利子及び区民や事業者等からの寄附を基金として積み立てます。 | みどり土木 | 443 | | |
| | | 街路樹の維持管理 | 魅力ある街路樹整備を進めるため、街路樹管理指針に基づき、目標樹形に向けたきめ細かな剪定を行います。また、適宜、植樹帯等の清掃、病害虫の駆除等を実施するとともに、「道のサポーター」制度を活用し、区民等との協働による管理を促進します。 | みどり土木 | 444 | | |
| | | アユが喜ぶ川づくり | 「神田川ファンクラブ」を運営します。また、神田川ふれあいコーナーや親水テラスを活用して、区民が神田川とふれあう機会を増やしていきます。 | みどり土木 | 445 | | |
| 河川等の維持管理 | 神田川・妙正寺川の護岸補修工事、浮遊物等の除去、しゅんせつ等を行うとともに、河川の占用許可、占用料の徴収等を行います。また、飯田濠のしゅんせつに要する経費を千代田区との協定により負担しています。 | みどり土木 | 446 | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|--|--|
| IV 持続可能な都市と環境を創造するまち | 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち | ① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり | ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進 | 22年度に策定したユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを普及・啓発し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。 | 都市計画 | 447 | | |
| | | | 道路のバリアフリー化 | 交通バリアフリー基本構想に基づき、区は道路特定事業者として重点地区(高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区)における区道のバリアフリー化整備(歩行空間の確保、段差の解消、誘導ブロックの設置、カラー舗装等)を進めていきます。 | みどり土木 | 448 | | |
| | | | 新宿駅周辺地区の整備推進 | | | | | |
| | | | ①新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備 | 新宿駅周辺地区を、交通ターミナルとしての機能と国際的な創造交流の「心」として、街の魅力の再生・再構築を図るとともに、靖国通り地下通路延伸検討、東西駅前広場の再整備検討、新宿通りモール化の検討など駅周辺の歩行者空間の整備の検討を行います。 | 都市計画 | 449 | | |
| | | | ②東西自由通路の整備 | 鉄道施設で分断された新宿駅の東口地域と西口地域の歩行者回遊動線を確保し、駅周辺地域をより、にぎわいのある都市空間としていくため、新宿駅の改札内通路(青梅通路)を自由通路として整備し、JR東日本とともに事業の促進を図ります。 | 都市計画 | 450 | | |
| | | | 中井駅周辺の整備推進 | | | | | |
| | | | ①南北自由通路の整備 | 中井駅の改良(南北自由通路設置・バリアフリー等)を行うことで、歩行者の利便性を図ります。駅改良にあたっては、中井富士見橋の架け替えによる周辺整備と併せて実施します。 | 都市計画 | 451 | | |
| | | | ②駅前広場の整備 | 中井富士見橋高架下空間を有効に活用し、南北自由通路の整備と併せて、駐輪場、駅前広場、歩行者専用橋を整備するとともに、中井駅へのアクセス通路として妙正寺川沿いの道路の整備を行い、良質な歩行空間を創出します。 | みどり土木 | 452 | | |
| | | | 道路の適正利用 | 法に基づく道路占用許可事務(電柱、ガス管、看板等)を行い、条例に基づく占用料を徴収します。また、道路沿道掘削の協議等を行い、道路の適正利用を推進します。 | みどり土木 | 453 | | |
| | | | 都市計画審議会の運営 | 都市計画法に基づき区が定める都市計画や区が提出する意見など、都市計画上必要な事務について調査・審議するため、同法及び区条例に基づき設置された新宿区都市計画審議会の運営を行います。 | 都市計画 | 454 | | |
| | | | 開発行為等許可事務 | 都市計画法に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保します。(開発行為許可審査、完了検査等) | 都市計画 | 455 | | |
| | | | 地域地区見直し事務 | 都市計画に定める用途地域等について、土地利用の変化の動向や要望等を受け検討を行います。また、変更する用途地域・地区等については、地区計画を定めるなど都市計画法に基づき調整を行います。 | 都市計画 | 456 | | |
| | | | 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成 | 「新宿駅東西自由通路の開設」など新宿駅周辺整備の促進を図る目的の「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟」が実施する各種啓発活動等に要する経費への助成を行います。 | 都市計画 | 457 | | |
| | | | 新宿駅周辺地区の整備推進 | 新宿駅南口地区基盤整備事業(新宿交通結節点事業、橋梁架け替え事業等)について、関係機関との調整を行います。 | 都市計画 | 458 | | |
| | | | 自転車等の適正利用の推進 | | | | | |
| | | ①駐輪場等の整備 | 放置自転車の減少・解消に向けて、これまで未設置だった駅前駐輪場(西早稲田駅・西新宿駅)の設置を進めるとともに、設置済みの駅についても駐輪場を拡大します。また、区民から要望の高い時間利用の拡充を進めます。 | みどり土木 | 459 | | | |
| | | ②放置自転車の撤去及び啓発 | 整理指導員による「声かけ」を実施し、自転車利用の適正化と駐輪場の利用向上を図ります。また、現在、区内の4箇所に分散、老朽化している自転車保管場所を3箇所に集約し、複層化による保管数の拡大と返還率の向上を図ります。 | みどり土木 | 460 | | | |
| | | ③自動二輪車の駐車対策 | 路上に放置されている自動二輪車の対策を進めるため、空きスペースのある区営駐輪場内に自動二輪車駐車を整備するとともに、民間駐車場への受入要請を継続的に進めます。 | みどり土木 | 461 | | | |
| | | 地域公共交通の支援 | 新宿駅周辺循環型バス(新宿WEバス)の運行を支援します。また、地域が主体となった自主運営組織に対して支援協力します。 | みどり土木 | 462 | | | |
| | | ② 交通環境の整備 | | | | | | |
| | | 自転車等駐輪場・保管場所の維持管理 | 自転車等駐輪場及び撤去後の放置自転車等の保管場所の維持管理を行います。駐輪場12駅14箇所、路上自転車等駐輪場7駅2地区10箇所、自転車等整理区画19駅63区画、自転車保管場所4箇所(23年4月現在) | みどり土木 | 463 | | | |
| | | みんなで進める交通安全 | 交通事故を防止し、交通安全の普及徹底を図るため、春・秋の交通安全運動等のキャンペーンや交通安全パレード等を警察とともに進めます。また、子どもや高齢者等を対象に交通安全教育や講習会を実施します。 | みどり土木 | 464 | | | |
| | | 交通安全施設の整備 | 歩行者・自転車を交通事故から守り、かつ、交通弱者にも歩きやすい歩行者空間とするため、交通安全施設(路面標示、防護柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を整備します。街路灯については、エネルギー効率の良いLED機器等への改修を集中的に実施します。 | みどり土木 | 465 | | | |
| | | 駐車場整備事業の推進 | 「新宿区駐車場整備計画」を推進するとともに、整備計画に位置付けた地域レベルの策定に向けて検討を行います。 | 都市計画 | 466 | | | |
| | | 鉄道施設の整備促進 | 既存鉄道の踏み切り対策等について、鉄道事業者や東京都などと調整を行います。 | 都市計画 | 467 | | | |
| | | ③ 道路環境の整備 | | | | | | |
| | | 都市計画道路等の整備 | | | | | | |
| | | ①補助第72号線の整備 | 新宿駅付近から高田馬場駅付近を結ぶ都市計画道路補助第72号線の未開通区間である第1期区間(職安通り～大久保通り)を整備します。用地買収は土地開発公社を活用しながら行い、用地買収完了後道路整備を行います。 | みどり土木 | 468 | | | |
| | | ②百人町三・四丁目地区の道路整備 | 百人町三・四丁目地区内の防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路整備を進めます(用地買収は土地開発公社を活用)。 | みどり土木 | 469 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|-----------------------------|---------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| IV 持続可能な都市と環境を創造するまち | 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち | ③ 道路環境の整備 | 人にやさしい道路の整備 | | | |
| | | | ①人とくらしの道づくり | 生活道路における通過交通の排除、歩行空間のバリアフリー化等の視点に立った道づくりを進めるため、西新宿一丁目地区において、地域との協働で策定した整備計画に基づき、環境に配慮した保水性舗装や歩行者通行部の拡幅などの整備を行います。 | みどり土木 | 470 |
| | | | ②道路の改良 | 幹線道路及び地区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を行います。整備にあたっては、ユニバーサルデザインのまちづくりに配慮します。 | みどり土木 | 471 |
| | | | 細街路の拡幅整備 | 幅員4m未満の細街路を条例に基づき整備します。また、街区による細街路拡幅整備により、片側のみの拡幅整備ではなく、街区(路線)単位で拡幅整備を行い、街路灯・電柱の移設、交通安全施設の整備なども含め、総合的に整備します。 | 都市計画 | 472 |
| | | | まちをつなぐ橋の整備 | 23年度に策定する「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強を実施することで、橋りょうの健全な状態を保ちます。また、5年に1回実施している橋りょう点検を27年度に行います。 | みどり土木 | 473 |
| | | | 路面下空洞調査 | 防災上重要な路線や救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査します。 | みどり土木 | 474 |
| | | | 橋りょうの維持管理 | 区が管理する鋼製の橋りょうや歩道橋の耐久性を維持するため、定期的に塗装を実施するほか、橋りょう等の路面や欄干を維持補修します。 | みどり土木 | 475 |
| | | | 受託事業(掘さく道路復旧、公共下水道の整備) | 道路の繰返し掘削を防止するため、関係企業と工事情報の共有を図り、掘削工事の集中化と工期の調整等を行います。また、道路工事の際は、雨ます等の改修と下水道施設の補修を同時に行い、工期短縮を図ります。 | みどり土木 | 476 |
| | | | 私道整備助成 | 区内の私道所有者等が私道を修繕(舗装、排水設備)する場合、助成金(区が算定する工事費用の8割が上限)を交付します。事前に区職員による現地調査等を行い協議します。 | みどり土木 | 477 |
| | | | 道路公園事務所等の維持管理等 | 工事事務所等及び土木事業を進めるうえで必要となる車両、機械等の維持管理を行います。また、統計法に基づき、建設工事及び建設業の実態について、建設工事統計調査を実施します。 | みどり土木 | 478 |
| | | | 道路認定及び特定公共物の管理 | 道路を適正に管理するため、道路法に基づく区道認定及び区域変更を行うとともに、その成果をもとに道路台帳を補正し、窓口での証明及び閲覧を行います。また特定公共物に関する調査等を実施し、区有地を適正に管理します。 | みどり土木 | 479 |
| | | | 道路の維持管理 | 区道の舗装、排水、道路付属物の適正な維持管理を行います。①道路の舗装、L型側溝修繕等、②道路の応急補修、③道路の清掃(新宿通り等)、区道上で死亡した猫などの死体処理、④地下歩行者道の維持管理など。 | みどり土木 | 480 |
| | | | 都市計画道路等の整備促進 | 都市計画法上の都市施設(道路、河川、公園、下水道、地域冷暖房等)に係る関係機関との連絡調整、協議及び都市計画事業の進捗状況の確認などを行います。さらに、主要な生活道路の整備を推進するため、機会を捉えて関係機関等と調整・検討を行いながら整備を誘導していきます。 | 都市計画 | 481 |
| | | | 建築基準法に基づく道路の調査 | 建築基準法第42条第2項の道路の判断基準となる基準時の道路の存否、道路の位置、形状、道路中心線等について、調査を行い確定します。 | 都市計画 | 482 |
| V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち | 1 歴史と自然を継承した美しいまち | ① 地域特性に応じた景観の創出・誘導 | 景観に配慮したまちづくりの推進 | | | |
| | | | ①景観まちづくりの推進 | 景観法に基づく新宿区景観まちづくり計画の運用とともに、地域住民等と連携しながら「地域の景観特性に基づく区分地区」の拡充等の取組みを推進します。景観形成ガイドライン、景観事前協議等の区独自制度を活用し、きめ細やかな景観誘導を進めます。 | 都市計画 | 483 |
| | | | ②屋外広告物の景観誘導推進 | 区内の多様な地域特性に応じた屋外広告物のあり方を検討し、最適な施策手法を選択することにより、新宿区にふさわしい屋外広告物の景観誘導施策を実施していきます。 | 都市計画 | 484 |
| | | | 景観まちづくり審議会の運営 | 良好な景観形成の推進を目的として、新宿区景観まちづくり条例に基づき設置された「新宿区景観まちづくり審議会」を運営します。審議会は、景観形成施策の策定等についての調査審議・答申を行います。 | 都市計画 | 485 |
| | | | 地区計画等のまちづくりルールの策定 | 地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画等のまちづくりルールを定めていきます。 | 都市計画 | 486 |
| | 2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち | ① 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり | 住居表示の実施・維持管理 | 住居表示審議会の運営、未実施地域(26%)に対する「新しい住居表示制度」についての趣旨普及、実施済地区での建物等新築等についての付定処理、劣化した住居表示街区案内板等の貼付補充などを行います。 | 地域文化 | 487 |
| | | | 文化の薫る道づくり | 地域の拠点となる文化施設等において、まちの散策を楽しむ楽しむことができるよう、地域の自然や既存施設の景観ストックを活用した道路整備を実施します。 | みどり土木 | 488 |
| | | | みんなで考える身近な公園の整備 | 地域の公園の改修にあたって、「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を踏まえ、公園周辺の住民と協働してワークショップによる改修計画案を作成するなど住民参加による公園の再整備を行います。 | みどり土木 | 489 |
| | | | 公園の維持管理 | 区立公園等の維持管理を行います。公園の補修・改修、清掃・廃棄物処理、樹木の剪定等、警備・門扉開閉、直営作業のための自動車の雇上げ。 | みどり土木 | 490 |
| | | | 公園のサポーター制度 | 区民等に自発的かつ自主的に公園を管理してもらう「公園サポーター」制度により、公園の清掃や花壇管理等を区民等と協働して進めることで、公園のより快適な環境の実現と活性化を図ります。 | みどり土木 | 491 |
| 3 ぶらりと道草したくなるまち | ② 魅力ある身近な公園づくりの推進 | 道路を活用したオープンカフェ | | 道路の魅力的な空間とまちの賑わいの創出を目的に、新宿モア4番街やシネシティ広場のオープンカフェを継続して実施します。恒常的な実施に向けて法制度等の検討を行い、関係機関と協議を進めます。 | みどり土木 | 492 |
| | | ③まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出 | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|---------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち | 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち | ① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 | 文化・歴史資源の整備・活用 | | | |
| | | | ①漱石山房の復元に向けた取組み | 夏目漱石が晩年を過ごした「漱石山房」を、漱石生誕150周年にあたる28年度に復元する取組みを行っていきます。その際、(仮称)漱石山房復元検討委員会を設置し、復元のあり方を検討するとともに、全国から復元に参画できる仕組みを検討し、構築していきます。 | 地域文化 | 493 |
| | | | ②落合の文化・歴史資源の整備・活用 | 落合地域に残る中村彝のアトリエを整備・保存し、後世に永く伝えていくとともに、施設の公開等による積極的な活用・情報発信を行うことで、区民の地域の文化や歴史に対する愛着や誇りを育み、地域文化の振興を図っていきます。 | 地域文化 | 494 |
| | | | 名誉区民選定委員会の運営 | 名誉区民の選定にあたり、その人選に関する区長の諮問機関として設置・運営しています。現在までに15名の方を名誉区民として選定しています。 | 総務 | 495 |
| | | | 名誉区民周知事業 | 名誉区民を区民に身近に感じ、親しみを持ってもらうための周知事業を行います。 | 総務 | 496 |
| | | | 新宿未来創造財団運営助成(文化財、郷土資料調査研究) | 公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究を進めます。また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展・所蔵資料展等の普及啓発事業を行います。 | 地域文化 | 497 |
| | | | 文化財保護審議会の運営 | 文化財保護審議会は、教育委員会の文化財に関する諮問に応じて、文化財の保存・活用に関して審査、審議し、教育委員会に答申し、意見を述べる機関であり、その運営を行います。 | 地域文化 | 498 |
| | | | 文化財保護保存調査等 | 文化財の周知や文化財保護の啓発を行い、また文化財調査や都市開発事業等により破壊の恐れのある埋蔵文化財を保護し、活用を図ります。 | 地域文化 | 499 |
| | | | 文化財協力員の活動 | 区内に多数所在している文化財資料・歴史資料の発掘、所在・現状調査を文化財協力員とともにに行い、それらを活用していく体制づくりを行います。 | 地域文化 | 500 |
| | | | ミニ博物館の充実 | 区内の文化財を有する寺社等や地場産業・伝統工芸等をミニ博物館として整備し、区民の身近な文化資産として一般公開します。 | 地域文化 | 501 |
| | | | 新宿歴史博物館の運営 | 新宿歴史博物館は、郷土資料の収集保存・調査研究・公開、地域の歴史と文化を守り継承するために設置された施設であり、その管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 502 |
| | | | 林芙美子記念館の運営 | 林芙美子の旧居を記念館として整備・公開し、貴重な資料を展示するなど、その管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 503 |
| | | | 佐伯祐三アトリエ記念館の運営 | 洋画家佐伯祐三のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、佐伯に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 504 |
| | | | 文化芸術振興会議の運営 | 新宿区文化芸術振興基本条例に基づき、区長の附属機関として設置した「新宿区文化芸術振興会議」を運営します。新宿区における文化芸術振興について、調査審議、提言を行います。 | 地域文化 | 505 |
| | ③ 文化芸術創造の基盤の充実 | 文化体験プログラムの展開 | 気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。 | 地域文化 | 506 | |
| | | 友好都市交流の推進 | 友好提携を結んでいる長野県伊那市、ギリシャ・レフカダ町、ベルリン市ミッテ区、北京市東城区との友好交流を進めます。 | 地域文化 | 507 | |
| | | 新宿文化センターの管理運営 | 区内における文化芸術活動の拠点として、文化芸術活動の更なる活性化を進めたいため、1,802名収容の大ホール等設備の充実した新宿文化センターの管理運営(指定管理者)を行います。 | 地域文化 | 508 | |
| | | 新宿未来創造財団運営助成(文化活動・国際交流) | 公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流の推進等を行います。 | 地域文化 | 509 | |
| | 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち | ① 文化芸術創造産業の育成 | ものづくり産業の支援 | | | |
| | | | ①新宿ものづくりマスター認定制度 | 区内ものづくり産業の同一業種に10年以上勤め、後進の指導をし優れた技術・技能を持つ技術者を新宿ものづくりマスター「技の名匠」として認定し、地場産業を含むものづくり産業の新たな技術者の育成や振興を図ります。 | 地域文化 | 510 |
| | | | ②ものづくり産業体験型教室 | 新宿ものづくりマスター「技の名匠」や地場産業等の認知度を向上させるため、体験型教室を新宿区立産業会館(BIZ新宿)等において実施します。 | 地域文化 | 511 |
| ③後継者育成支援 | | | 地場産業(染色業、印刷・製本関連業)の新たな技術者を育成するため、研修生を受け入れる事業所等に対し、材料費等の運営費の一部を補助します。26年度からは補助の対象を区内ものづくり産業に拡げ、新たな技術者を育成します。 | 地域文化 | 512 | |
| 高田馬場創業支援センターによる事業の推進 | | | 高田馬場創業支援センターにおいて、地域産業の賑わいや活性化など区内の産業振興に寄与する事業を創業(事業継承・第二創業含む)しようとする方に、「場」の提供とともに専門家による育成支援を行います。 | 地域文化 | 513 | |
| 産業振興会議の運営 | | | 産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくため、条例に基づき設置された新宿区産業振興会議を運営します。 | 地域文化 | 514 | |
| 中小企業向け制度融資 | | | 中小企業の事業資金(運転・設備資金、環境改善・情報技術の導入資金等)の融資が低利で利用できるよう取扱金融機関への紹介を行います。あわせて、利子補給や信用保証協会の保証料の助成を行います。 | 地域文化 | 515 | |
| 勤労者福利厚生資金貸付 | | | 区内中小企業在勤者及び都内中小企業在勤の区民を対象に、住居移転・冠婚葬祭・出産・医療費等に係る資金の融資が、低利で利用できるよう指定金融機関への紹介を行います。あわせて、保証料の助成を行います。 | 地域文化 | 516 | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|--|
| VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち | 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち | ① 文化芸術創造産業の育成 | 商工相談 | 商工相談員が、区内中小企業に適切な助言及び診断を行うことを通じて、中小企業等の振興発展を図ります。 | 地域文化 | 517 | | | |
| | | | 産業振興フォーラムの実施 | 新たなビジネスチャンスの創出や製品・技術開発のきっかけづくり、経営課題・地域課題についての意見交換等を目的に「産業振興フォーラム」並びに分科会を開催します。 | 地域文化 | 518 | | | |
| | | | ビジネスアシスト新宿による経営支援 | 区内中小企業の経営改善や、文化創造産業の育成等を目指して、経営・財務・税務などの専門家が育成企業を長期間継続して訪問し、育成企業の発展段階に応じてタイムリーかつ確かなアドバイスをを行い、企業の成長・発展をサポートします。 | 地域文化 | 519 | | | |
| | | | 産業コーディネーターの活用 | 産業振興に関する専門的知識を有する学識者等を産業コーディネーターとして委嘱し、区内企業の経営改革・活性化のための事業の実施に活かします。 | 地域文化 | 520 | | | |
| | | | 優良企業表彰 | 東京商工会議所新宿支部と共催し、経営革新・基盤の強化に取り組む中小企業を対象に、産業の振興と地域経済の活性化に貢献した企業を表彰します。また、受賞企業のPRのための「ビジネス交流会」を開催しています。 | 地域文化 | 521 | | | |
| | | | 中小企業向けパソコン教室の運営 | 区内中小企業のIT化促進、勤労者のスキルアップ等を図るため、民間事業者との協働により、実践的で多様なコース設定をしたパソコン教室を、BIZ新宿で、年間250コース、のべ1,000名程度の規模で実施します。 | 地域文化 | 522 | | | |
| | | | ものづくり産業支援事業助成 | 区内で、ものづくり産業を営む中小企業者等が実施する、新製品開発・技術開発・販路拡大等の事業費用の一部に補助金を交付し、企業支援、地域産業の活性化を図ります。 | 地域文化 | 523 | | | |
| | | | 地場産業団体の展示会等支援 | 地場産業の各団体が自主的・自立的に取り組む事業に対して、経費の一部を助成し、地場産業全体の活性化を図ります。 | 地域文化 | 524 | | | |
| | | | 地場産業団体分担金等 | 区の地場産業である印刷・製本関連産業及び染色業の業界が厳しい経営環境にある中、振興策として総合的な育成及び振興事業を実施します。 | 地域文化 | 525 | | | |
| | | | 地場産業振興小野基金利子の運用 | 区の地場産業の育成のため、地場産業団体と定期的に調整を図りながら、地場産業振興小野基金利子を活用します。 | 地域文化 | 526 | | | |
| | | | 新宿ビズタウンネット | 区内産業や新宿が持つ魅力(区内の産業振興関連のイベント等)を、インターネットを活用して動画情報として配信し、対外的な発信力を高め、にぎわい・交流・活力あるまちの実現を目指します。 | 地域文化 | 527 | | | |
| | | | 新宿ビズタウンニュース | 区の産業振興施策や各種産業情報を提供するため、区内の中小企業者、商店街関係者向けに、「新宿ビズタウンニュース」を四半期ごとに発行します。 | 地域文化 | 528 | | | |
| | | | 産業創造プランナー | 文化創造産業の育成や、賑わい産業の振興のため、創業・経営の知識を有する職員を、産業創造プランナーとして採用し、配置します。 | 地域文化 | 529 | | | |
| | | | 新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成 | 総合的な就労支援を行うため、新宿ここから広場しごと棟で事業を実施する公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、運営の助成を行います。 | 地域文化 | 530 | | | |
| | | | 内職相談 | 内職者を求めている事業所、区内在住で内職の仕事を希望している方の相談・仕事のあっ旋を行います。 | 地域文化 | 531 | | | |
| | | | 産業会館の管理運営 | 中小企業支援の活動拠点としての位置付けに基づき、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、経営革新や新産業の創出を促すことにより、区内中小企業の活性化を推進します。 | 地域文化 | 532 | | | |
| | | | 3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち | ① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信 | 新宿の魅力の発信 | | | | |
| | | | | | ①新宿フィールドミュージアム事業の展開 | 文化月間を10月から11月に設定し、様々なイベントの実施により、「文化芸術創造のまち 新宿」を広く発信します。また、文化財・歴史的建造物・歴史上の人物のゆかりの地・博物館・美術館等、豊富な歴史文化遺産等を活用して、新宿の魅力の再発見を実現します。 | 地域文化 | 533 | |
| | | | | | ②新宿シティプロモーション推進協議会の運営 | 新宿シティプロモーション推進協議会(22年9月設置)は、24年度までを第1期とし、協議会の相互連携により、ローケーションバンクや、情報発信サイト「しんじゅくナビ」を活用したイベント情報発信などを行い、新宿の魅力を創造・発信します。また、第2期の体制等の検討を行います。 | 地域文化 | 534 | |
| | | | | | 歌舞伎町地区のまちづくり推進 | | | | |
| ①歌舞伎町ルネッサンスの推進(TMOの運営支援) | 「誰もが安心して楽しめるまち」の実現に向け、繁華街地域自治モデルである歌舞伎町タウン・マネージメントが進めるまちづくりを支援するとともに、旧新宿コマ劇場・新宿東宝会館跡地の開発動向を見据えて、タウン・マネージメントのあり方を今後検討します。 | 区長室 | | | 535 | | | | |
| ②歌舞伎町活性化プロジェクトの展開(公共空間・施設等の活用) | 様々な活動主体と連携・協力しながら、歌舞伎町にある公共の空間・施設、民間施設等を同時・一体的に活用し、賑わいの創出と新たな文化の創造・発信を図るとともに、周辺地区との連携・協力を視野に入れた新たな事業展開を進めます。 | 区長室 | | | 536 | | | | |
| ③繁華街の防犯・防災活動の推進 | 歌舞伎町において、クリーン作戦、地域安全安心ステーション整備事業の支援、災害時帰宅困難者用一時休憩場所の確保などを行うほか、安全・安心推進協議会の活動(雑居ビル安全対策等)を推進し、繁華街の防犯・防災活動を支援します。 | 区長室 | | | 537 | | | | |
| ④道路の適正利用(不法看板と放置自転車対策) | 重点地区である歌舞伎町から不法看板と放置自転車をなくし、歩行通行者等の安全を確保し、災害時における防災空間を確保します。道路の適正利用により区民を始め来街者にとって体感的な安全・安心の確保を目指します。 | みどり土木 | 538 | | | | | | |
| ⑤路上の清掃 | 歌舞伎町クリーン作戦として、毎週水曜日に、地域団体、ボランティア等と一体となって道路上のポイ捨てごみの収集等を行います。また、路上清掃を委託により実施し、歌舞伎町と新宿駅東口周辺をきれいなまちにいきます。 | 環境清掃 | 539 | | | | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|---------------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち | 3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち | ① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信 | ⑥まちづくり誘導方針の推進 | まちづくり全体が歌舞伎町まちづくり誘導方針に沿ってバランスよく進むよう、歌舞伎町タウン・マネージメントと連携し、専門的立場から誘導していきます。 | 都市計画 | 540 | |
| | | | ⑦セントラルロード等の道路の整備 | 平成24年度策定予定の「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、セントラルロードを含む周辺の道路について、周辺環境に適した整備を行います。 | みどり土木 | 541 | |
| | | | 新年賀詞交歓会 | 新年にあたり、区内各種団体の役員等を招待して、新年の賀詞を交歓し、併せて区政の発展を祝います。 | 総務 | 542 | |
| | | | 大新宿区まつり | 新宿に住む人、訪れる人、働く人の交流を深めるため、地域団体等と連携して毎年10月に「大新宿区まつり」を開催し、新しい文化や情報を発信します。 | 地域文化 | 543 | |
| | | | 観光関連団体との事業連携・情報交換 | 来街者の新宿への興味・関心を高め、イメージアップを図るために、新宿区観光協会や中央線沿線観光協議会等の観光関連団体と事業連携し、新宿の観光情報の発信を行います。 | 地域文化 | 544 | |
| | | ② 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり | にぎわいと魅力あふれる商店街支援 | 商店会等が実施する、まちのにぎわいや交流を創出するためのイベントや商店街の魅力を高めるための施設整備(改装等)に対して、必要な費用の助成を行うことで、商店街の活性化を図ります。 | 地域文化 | 545 | |
| | | | 環境に配慮した商店街づくりの推進 | 商店会等が実施する、商店街路灯のLED街路灯への設置・切替や、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置・切替等の環境対策への取組みに対し必要な費用の助成を行うことで、環境に配慮した商店街づくりを推進します。 | 地域文化 | 546 | |
| | | | 商店街空き店舗活用支援融資 | | | | |
| | | | ①中小企業向け制度融資 創業資金(商店街空き店舗借主特例) | 商店街にある空き店舗を活用して事業を行う創業者に対し、低利な融資(利息、貸付信用保証料を区が全額補助)を紹介することで、活力ある創業者を商店街に誘致し、賑わいあふれる商店街を創出します。 | 地域文化 | 547 | |
| | | | ②中小企業向け制度融資 店舗改装資金(商店街空き店舗貸主特例) | 商店街にある空き店舗の家主に対し、店舗改修を目的とした低利な融資(利息、貸付信用保証料(上限あり)を区が全額補助)を紹介し、家主が空き店舗を貸し出すためのサポートを行うことで、商店街に活力ある事業者を呼び込み、商店街の空き店舗の減少を図ります。 | 地域文化 | 548 | |
| | | | 生鮮三品小売店活性化事業 | 区民に新鮮で良質な生鮮三品(鮮魚・青果・食肉食鳥)を提供するために発足した「新宿区生鮮三品特販組合」が行う特価販売、消費者との交流事業等の自主的な活動に対する支援を行います。 | 地域文化 | 549 | |
| | | | 商店会サポート事業 | 区内の商店会及び同業組合に適切な助言を行うことができる専門知識のある職員を、商店会サポーター(専門非常勤職員)として採用し、配置します。 | 地域文化 | 550 | |
| | | | 新宿区商店会連合会への事業助成 | 地域商業の振興を図るため、新宿区商店会連合会が主催する、こだわりを持った品揃え・顧客サービス等が地域から高く評価されている店舗を表彰する事業(「金賞」新宿区商店会連合会推奨)への助成を行います。 | 地域文化 | 551 | |
| | | | ③平和都市の推進 | 平和啓発事業の推進 | 平和に関する認識を深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和展、平和派遣、平和のつどいなどの平和の啓発普及活動を推進します。平和展では、児童生徒から募集した平和のポスター等を展示します。 | 総務 教育委員会 | 552 |
| | | | | 地域と育む外国人参加の促進 | 外国人や日本人の地域住民、多様な活動団体等が交流・連携して地域参加や課題解決に取り組んでいくためのネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」を運営します。また、外国人と日本人が共に区政に参画する仕組みとして「(仮称)新宿多文化共生推進会議」を設置・運営します。 | 地域文化 | 553 |
| | | ④ 多文化共生のまちづくりの推進 | しんじゆく多文化共生プラザの管理運営 | 日本語学習コーナー、資料・情報コーナー、外国人相談コーナー、多目的スペースを有する「しんじゆく多文化共生プラザ」を拠点として、多文化共生のまちづくりを進めます。 | 地域文化 | 554 | |
| | | | 外国人への情報提供 | 外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、年4回外国語版広報紙の発行、生活情報紙の発行、ホームページの運営等を行います。 | 地域文化 | 555 | |
| | | | 外国人生活スタート応援事業 | 来日間もない外国人が、日本での生活を円滑にスタートできるよう、生活習慣の紹介を中心とした、ガイドブック、マップを作成し、情報提供を行います。 | 地域文化 | 556 | |
| | | | 外国人相談窓口の運営 | 日常生活等で悩んだり、わからないことについて気軽に相談できる多言語(英語、中国語、韓国語、ミャンマー語、タイ語)による相談窓口を設置・運営します(区役所及びしんじゆく多文化共生プラザ)。 | 地域文化 | 557 | |
| | | | 日本語学習への支援 | 新宿区で生活している外国人の言語に対する不安を取り除くため、しんじゆく多文化共生プラザ等区内8か所において日本語教室を開催するほか、日本語を教えるボランティアの育成などの支援を行います。 | 地域文化 | 558 | |
| | | | 地域国際交流事業 | 国際交流を促進させ、多様な文化の相互理解を深めることを目的に、外国人と地域住民とが交流する事業を、「ふれあいフェスタ」等において、各種団体と連携して行います。 | 地域文化 | 559 | |
| | | | 外国人留学生奨励基金 | 留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要としている区内在住の学業成績優秀な外国人留学生に対し、学習奨励金を支給します。 | 地域文化 | 560 | |
| | | | 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金 | 新宿区に居住し、東京朝鮮学園、東京韓国学園及び東京中華学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、経済的理由で就学が困難な方を対象に助成します。 | 地域文化 | 561 | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | | |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| I 好感度 一番の 区役所 の実現 | 1 窓口 サービスの 利便性の 向上 | ① 窓口 サービスの 充実 | コールセンターの運営 | 区民の多様なライフスタイルに対応するため、新宿区コールセンターを運営し、土曜、日曜、夜間も含め、電話・ファクスによる区政に関する簡易な問い合わせに回答します。 | 区長室 | 562 | | |
| | | | 窓口案内業務委託 | 窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮等を図るため、窓口の案内・申請書の記入方法についての説明・誘導を行うフロアアシスタントを委託により配置しています。(税務・戸籍住民・医療保険年金・高齢者医療担当) | 総務 地域文化 健康 | 563 | | |
| | | | 特別出張所の管理運営 | 地域の「ミニ区役所」として、窓口サービスを提供し、コミュニティ支援を行う特別出張所(10所)の管理運営を行います。 | 地域文化 | 564 | | |
| | | | 自動車臨時運行許可事務 | 未登録または車検の有効期限が切れた自動車が検査登録・整備・廃車等のための回送を目的として特例的に運行する場合の臨時運行に関する許可事務(申請受付・審査・許可証の交付、番号標の貸与)を行います。 | 地域文化 | 565 | | |
| | | | 戸籍事務 | 民法・戸籍法等に基づく戸籍届出の受理、戸籍・附票の記載、他区市町村への通知、埋火葬・改葬の許可、戸籍謄抄本等戸籍証明の交付等の事務を行います。 | 地域文化 | 566 | | |
| | | | 住民基本台帳事務 | 住民基本台帳法に基づき、転入転出等異動届出の受理、住民票・戸籍の附票の整備・写しの交付、実態調査、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務や電子証明書発行の事務を行います。なお、外国人住民も平成24年7月から住民票に記載される予定です。 | 地域文化 | 567 | | |
| | | | 印鑑登録事務 | 新宿区印鑑条例に基づき、印鑑登録(登録・廃止・印鑑登録証引替交付)や印鑑登録証明書の交付事務を行います。 | 地域文化 | 568 | | |
| | | | 外国人登録事務 | 外国人登録法に基づき、日本に在留する外国人の外国人登録の新規登録、変更登録、外国人登録証明書の再交付・確認(切替)、登録原票記載事項証明書の交付等の事務を行います。なお、この事務は平成24年7月に廃止予定です。 | 地域文化 | 569 | | |
| | | ② IT活用 による 利便性の 向上 | 区政情報提供サービスの充実 | | | | | |
| | | | ①ホームページのリニューアル | 新宿区ホームページについて、26年9月に現行コンテンツ管理システム保守が終了するのを機に、より利用者満足度が高く、障害者・高齢者への配慮を徹底したホームページへの見直しを図ります。 | 区長室 | 570 | | |
| | | | ②多様なメディアを活用した区政情報の提供・発信 | 地域ポータルサイト「しんじゅくノード」について、区民の利便性に配慮し地域情報発信基盤として安定的に運営しながら、民間の自立採算運営への円滑な移行を図ります。また、ITを活用した区民等への新たな情報伝達手段について、調査・検討します。 | 区長室 | 571 | | |
| | | | 自動交付機の運用 | 自動交付機を本庁舎、第一分庁舎及び地域センターに設置し、住民票の写しと印鑑登録証明書を発行します。 | 地域文化 | 572 | | |
| | | | ICタグ及び自動貸出機の運用 | ICタグ及び自動貸出機を運用し、図書館資料を適正に管理するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。 | 教育委員会 | 573 | | |
| | | | 2 区民参 画の推 進と効 果的・ 効率的 な事業 の遂行 | ① 区民意 見を区 政に反 映する しくみの 確立 | 行政評価制度の推進 | 総合計画の個別目標や実行計画に掲げる事業を中心に行政評価を実施します。評価は、区の内部評価に加え、外部評価の仕組みを取り入れ、より客観性・透明性の高い評価を行います。また、経常事業についても評価を行い、事業のあり方や必要性を抜本的に検証します。 | 総合政策 | 574 |
| | 広聴活動 | 区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果はホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。 | | | 区長室 | 575 | | |
| | 区民の声委員会の運営 | 区政に関する区民からの苦情を公正かつ中立的な立場から処理する機関として、区民の声委員会を設置・運営しています。これにより、区政の透明性を高め、区民からの信頼を確保します。 | | | 区長室 | 576 | | |
| | 区民意見システムの運用 | 区民意見システムにより、区民の意見、要望や問い合わせを一体管理し、集積されるデータや分析結果を活用し、回答処理の迅速性、的確性を高めます。 | | | 区長室 | 577 | | |
| | ② 透明性 の確保 の充実 | 広報活動 | | 区広報紙(点字版・声の広報を含む)、ケーブルテレビ広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します。 | 区長室 | 578 | | |
| | | 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営 | | 区が保有する情報を積極的に区民等に提供することにより区の説明責任を全うします。また、区における個人情報の取り扱いについてルールを定め、基本的な人権を擁護します。 | 区長室 | 579 | | |
| | | 区政情報センターの運営 | | 区政情報センターは、中央図書館区役所分室、行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーにより構成され、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。 | 区長室 | 580 | | |
| | | 新公会計システムの運用 | | 発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた新公会計モデル(総務省基準モデル)に対応したシステムに基づき財務書類4表を作成し、区の資産と負債の評価や行政コストについて財政情報の開示を行います。 | 総合政策 | 581 | | |
| | | 予算編成事務 | | 地方財政法の地方財政運営に関する基本原則をはじめ、法令や社会経済状況に即して予算の調製を行います。また、毎年6月と12月には歳入歳出の執行状況や財産等の財政状況を公表します。 | 総合政策 | 582 | | |
| | | 区債の発行及び償還等 | | 区債の発行とその償還を行います。 | 総合政策 | 583 | | |
| | | 特別職報酬等審議会の運営 | | 区長の諮問に応じ、区長や議員等の特別職報酬等の額について審議します。審議会の委員は10名で、区内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が任命します。 | 総務 | 584 | | |
| | | 公益保護通報制度の運営 | | 区の公益を保護するための通報の仕組みを定めています。これにより、区の公益を害する事実を早期に発見し、是正します。公益保護委員は3名で、任期は2年です。 | 総務 | 585 | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|
| I 好感度 一番の 区役所 | 2 区民参 画の推 進と効 果的・ 効率的 な事業 の遂行 | ② 透明性 の確保 の充実 | 契約事務 | 工事の請負、物品の買入れ・売却、業務の委託等の契約に関する事務や、入札参加資格審査に関する事務を行います。 | 総務 | 586 |
| | | | 電子調達システムの運用 | 電子調達システム(入札情報、資格審査申請受付、入札)により、業務の効率化と迅速化、入札の透明性や競争性の向上、企業の負担軽減を図ります。 | 総務 | 587 |
| | | | 検査事務 | 新宿区契約事務規則により任命された検査員が、工事の請負、物品の買入れ、業務の委託等の契約の履行に関する検査を行います。検査に合格したときは、直ちに検査証を作成します。 | 総務 | 588 |
| | | | 住民基本台帳人口調査 | 町丁別世帯数・人口報告、年齢別人口報告、住民基本台帳月報、外国人登録調査月報、主要国籍別人員調査表、外国人登録国籍別人員調査表などを調査・作成します。 | 地域文化 | 589 |
| | | | 各種統計調査 | 統計法等に基づき、国勢調査、経済センサス、工業統計調査、学校基本調査、就業構造基本調査などの統計調査を行います。 | 地域文化 | 590 |
| | | | 会計事務 | 会計室は、区の会計機関として、現金及び有価証券の出納保管、支出負担行為の確認、収入通知及び支出命令の審査、物品の出納保管及び財産の記録管理、決算の調製等を行います。 | 会計室 | 591 |
| | | | 監査事務 | 監査委員は、区の事務事業の執行について、最少の経費で最大の効果をあげているか、法令等に従って適正に行われているかなどについて監査を行います。 | 監査事務局 | 592 |
| | | | 選挙事務 | 選挙管理委員会事務局は、公職選挙法のほか、地方自治法等の定めにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務、地方自治法に基づく直接請求事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者選定に関する事務等を行います。 | 選挙管理委員会事務局 | 593 |
| | | | 議会事務 | 区議会事務局は、本会議や委員会の運営の補助、インターネットによる議会中継、請願・陳情の受付や区議会だよりの発行などの事務を行います。また、議会活動を助けるために必要な資料の収集や調査を行います。 | 議会事務局 | 594 |
| | ③ IT活用 による 効率性 の向上 | 全庁情報システムの統合推進 | 情報システムの最適な運用管理を可能とするための情報基盤を整備するとともに、23年度に策定する標準仕様に基づき、個別業務システムの整理・統合を進め、ITコストの削減や耐震対策等の強化による業務継続性を高めます。 | 総合政策 | 595 | |
| | | 電子計算組織の運用 | 住民記録、区民税、国民健康保険等の住民情報システムや、財務会計・文書管理等内部情報システムを効率的に運用します。 | 総合政策 | 596 | |
| | | 電子区役所の推進 | 区民によりよいサービスを効率的に提供するため、電子申請の活用普及を図るとともに、情報セキュリティ監査等により、信頼性の高い電子区役所を推進します。 | 総合政策 | 597 | |
| | 区政運営 全般 | 全国市長会等負担金 | 市(区)政に関し中央と地方の連絡調整、地方自治法の規定に基づく内閣や国会に対する意見の申し出等を行う機関としての全国市長会に加入しています。 | 区長室 | 598 | |
| | | 特別区人事・厚生事務組合等分担金 | 23区全体で共同して行う事業を効率的に運営するために、特別区協議会・特別区人事厚生事務組合・特別区長会事務局へ分担金を支払います。 | 総務 | 599 | |
| | | 庁用自動車の維持管理 | 特別職の職務を円滑に進めるため、特別職等連絡車(2台)を運行し、維持管理します。 | 区長室 | 600 | |
| | | 基金積立金 | 年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、区債の償還財源確保のための減債基金、区の社会資本等の整備に係る資金に充てるための社会資本等整備基金の積立等を行います。 | 総合政策 | 601 | |
| | ① 職員の 能力開 発、意 識改革 の推進 | 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成 | 実務を遂行するうえで欠かせない知識や法令等の基礎的能力向上とともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を継続して進めます。 | 総務 | 602 | |
| | | 新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上 | 区が直面する課題を的確に捉え、分析し、ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していくため、学識経験者等と職員が連携して政策研究と政策提言を行う新宿自治創造研究所を運営し、職員の政策形成能力を高めます。 | 総合政策 | 603 | |
| | | 区職員として必要な知識の習得、能力の向上 | 基礎的な知識や専門知識を深める研修を他区の職員と共に受講し、能力の向上と視野の拡大を図ります。 | 総務 | 604 | |
| | | ②人事制 度等の 見直し | 目標管理型人事考課制度の推進 | 目標管理型の人事考課制度を推進することにより、地方分権時代にふさわしい行政感覚と、現場・現実を重視する職員を育成するとともに、配置管理、昇給・昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。 | 総務 | 605 |
| | | | 人事給与事務 | 職員の人事や給与に関する事務を行います。 | 総務 | 606 |
| 人事制度 全般 | | 職員表彰 | 新宿区に永年勤続している職員、永年勤続し退職する職員及び善行等他の模範となる行為を行った職員を表彰します。 | 総務 | 607 | |
| | 職員の健康管理 | 職員の健康診断、健康相談及び健康教育を行い、職員ひとりひとりの健康の保持増進及び職務能率の向上を図ります。 | 総務 | 608 | | |
| | 職員の福利厚生 | 職員の福利厚生の充実を図り、また、職務執行上必要な被服を貸与します。 | 総務 | 609 | | |
| | 学校職員の福利厚生 | 学校職員(教職員を含む)の勤務能率向上を図るため、各種健康管理事業や被服の貸与等を行います。 | 教育委員会 | 610 | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------|-----|
| I 公共サービスの提供体制の見直し | ① 多様な主体による公共サービスの提供 | 児童館における指定管理者制度の活用 | 児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入を推進します。 | | 子ども家庭 | 611 | |
| | | シニア活動館における指定管理者制度の活用 | 柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、ことぶき館のシニア活動館への機能転換にあわせて、指定管理者制度を導入します。 | | 福祉 | 612 | |
| | | 地域交流館における指定管理者制度の活用 | 柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、ことぶき館の地域交流館への機能転換にあわせて、指定管理者制度を導入します。 | | 福祉 | 613 | |
| | | 公園の管理運営における指定管理者制度の活用 | 都市型公園運営の専門的な知識や経験を持つ指定管理者等民間の運営手法を活用することにより、区立公園の管理運営の継続性、効率性、柔軟性を確保し、より利用度の高い、魅力ある公園を区民等に提供します。 | | みどり土木 | 614 | |
| | | 児童館・ことぶき館用務業務の見直し | 児童館・ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次、民間事業者への委託(指定管理者によるものを含む)や再任用職員に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。 | | 子ども家庭福祉 | 615 | |
| | | 保育園・子ども園用務業務の見直し | 保育園・子ども園の用務業務職員の退職に併せ、順次、民間事業者への委託や再任用職員に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図ります。 | | 子ども家庭 | 616 | |
| | | 学校給食調理業務の民間委託 | 区職員が行っている学校給食調理業務を民間業者に委託することにより、多様な給食のメニューの導入や給食の質的向上を図るとともに経費の効率的な運用を図ります。 | | 教育委員会 | 617 | |
| | | 図書館における指定管理者制度の活用 | 図書館サービスの拡充・向上のため地域図書館(8館)に導入した指定管理者制度により、民間事業者等が有するノウハウを活用し、経費の削減を図りながら、利用者満足度の高い図書館運営を行います。 | | 教育委員会 | 618 | |
| | ② 費用負担のあり方の見直し | 税に関する正しい知識の普及啓発 | 副読本(小・中学生向けリーフレット)を配布し、税知識の普及啓発を図ります。また、納税貯蓄組合連合会への事業助成を行うほか、税務署や税理士会の協力で税の無料相談等を実施し、ホームページ等で情報を提供します。 | | 総務 | 619 | |
| | | 区税収納率の向上 | 納税推進計画を策定するとともに、滞納整理支援システムや納税催告センターを活用し、徴収力を強化しています。東京都との連携やインターネット公売を利用した滞納整理を行います。さらに、在宅で納付できるモバイル収納を加え、納付の機会を拡大しています。 | | 総務 | 620 | |
| | | 課税事務の効率的な運営 | 課税資料管理システムの運用など、課税事務の一層の効率化、適正化を図ります。 | | 総務 | 621 | |
| | II 公共サービスのあり方の見直し | ①施設の機能転換 | ことぶき館の機能転換 | ことぶき館の利用者を拡大するとともに、幅広い活動が展開できるようにするため、「シニア活動館」と、「地域交流館」に機能転換します。 | | 福祉 | 622 |
| | | | 旧四谷第三小学校の活用 | 施設活用方針に基づき、再開発事業で得られる権利床に文化国際交流拠点機能を誘致するほか、スポーツができる機能の整備を進めます。また、可能な期間において、他の改修工事を行う施設の仮施設等としても有効活用します。 | | 区長室 | 623 |
| | | ②各地区の施設活用 | 三栄町生涯学習館の集会所機能の統合 | 施設活用方針に基づき、三栄町生涯学習館の集会所機能は(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センターの開所に伴い統合します。当面の間は旧四谷第三小学校の空き施設を活用し、25年度に新施設が開設した時点で三栄町生涯学習館を廃止します。 | | 地域文化 | 624 |
| | | | (仮称)四谷保健福祉施設・清掃センターの建設及び開設 | 三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターを解体し、両施設を一体的に建て替え、新宿東清掃センター、四谷保健センター、(仮称)女性の健康支援センター、訪問看護ステーション、社会福祉協議会分室、四谷高齢者総合相談センター、集会所機能を併せ持つ複合施設を整備します。 | | 健康 環境清掃福祉 地域文化 | 625 |
| | | | 新宿第二保育園移転後の活用 | 新宿第二保育園は、西富久地区第一種市街地再開発事業の区域内の保留床を取得して移転します。移転後の跡地施設は、併設する新宿地域交流館も含め有効な活用方法を検討します。 | | 子ども家庭福祉 | 626 |
| | | | 区営住宅(早稲田南町地区)再編整備後の活用 | 区が取得する弁天町国有地への早稲田南町地区の区営住宅再編後の跡地施設は、併設する地域交流館、児童館、保育園も含め有効な活用方法を検討します。早稲田南町第3アパートの移転後の跡地は、隣接する区立漱石公園を併せて漱石山房を復元します。 | | 都市計画福祉 子ども家庭 地域文化 | 627 |
| | | | (仮称)戸山シニア活動館の整備 | 施設活用方針に基づき、戸山ことぶき館と戸山児童館跡地施設を改修して、(仮称)戸山シニア活動館を整備するとともに、若松町高齢者総合相談センターを移転して併設します。 | | 福祉 | 628 |
| | | | 戸山第三保育園廃園後の活用 | 戸山第三保育園廃園後の施設に、小規模多機能型居宅介護施設を設置するとともに、地域安心カフェや見守り事業などを展開します。 | | 福祉 | 629 |
| | | | 区民健康センター解体後の跡地活用 | 新宿区緊急震災対策に基づき区民健康センターを解体し、その跡地活用については、区民健康センターのあり方の検討を踏まえて決定します。解体工事に際し、区民健康センターは、旧戸山中学校に整備する仮施設へ移転します。 | | 健康 | 630 |
| | | | 旧戸山中学校の活用 | 旧戸山中学校跡地には新中央図書館を建設する予定ですが、建設に着手するまでは、他の施設が改修や改築を行う場合の仮施設として活用します。当面は、耐震工事を実施する大久保第一保育園、新宿区緊急震災対策に基づき解体する区民健康センターと現中央図書館の仮施設として使用します。 | | 教育委員会 | 631 |
| 大久保第二保育園・ことぶき館の解体後の跡地活用 | 新宿区緊急震災対策に基づき、施設を解体し、大久保第二保育園は仮施設へ移転します。大久保ことぶき館は、機能を縮小し大久保第二保育園と合築の仮施設に移転し、集会所機能を設けます。施設解体後は大久保第二保育園の私立子ども園への建替え用地として活用します。 | | 子ども家庭福祉 | 632 | | | |

(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)

| 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 | 計画事業(網掛けあり) 経常事業(網掛けなし) | 事業概要 | 所管部 | 連番 |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----|
| Ⅱ 公共 サービスの あり方の 見直し | 2 施設の あり方の 見直し | ② 各地区の 施設活用 | 新宿リサイクル活動センターの整備 | リサイクル活動の充実を図るため新宿リサイクル活動センターを消費生活センター分館移転後の跡施設とともに解体して、高田馬場福祉作業所及び高田馬場第一駐輪場と一体的に整備します。 | 環境清掃 | 633 |
| | | | 高田馬場福祉作業所の整備 | 新宿リサイクル活動センターと消費生活センター分館を一体的に建て替え、高田馬場福祉作業所にリサイクル活動センター等を併設した複合施設を整備します。移転後の高田馬場福祉作業所では、定員を54人から60人に拡充し、障害者の就労の場の充実を図ります。 | 福祉 | 634 |
| | | | 高田馬場福祉作業所移転後の活用 | 高田馬場福祉作業所移転後の跡地は、精神障害者を対象とした支援施設を整備するために活用します。 | 福祉 | 635 |
| | | | 旧西戸山第二中学校の活用 | 校舎棟(A)を活用し、(仮称)NPOふれあいひろば、私立子ども園、学童クラブ事業、防災用倉庫等とします。プール敷地は、自転車保管場所として整備し、活用します。 | 地域文化 子ども家庭 区長室 みどり土木 | 636 |
| | | | 高齢者いこいの家「清風園」のあり方の検討 | 高齢者いこいの家「清風園」は施設の老朽化が進み、維持管理にかかる負担が増大してきています。このため、地域の高齢者施策に対する需要を踏まえながら、今後のあり方を検討していきます。 | 福祉 | 637 |
| | | | 中央図書館移転後の活用 | 中央図書館移転後に施設を解体し、跡地に落合の地域図書館と、民設民営の特別養護老人ホームや短期入所施設を設置します。 | 教育委員 会 福祉 | 638 |
| | | | 上落合防災活動拠点の整備 | 上落合防災活動拠点として、防災倉庫の建替えを行い、職員防災住宅(6室)を付置した防災活動拠点施設として機能の拡充を図ります。 | 区長室 | 639 |
| | | | (仮称)西新宿シニア活動館の整備 | 施設活用方針に基づき、西新宿ことぶき館と旧西新宿保育園を改修して整備し、ことぶき館を(仮称)西新宿シニア活動館に機能転換します。 | 福祉 | 640 |
| | | ③ 資産(建物等) の 長寿命化 | 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 | 既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行い、修繕経費を削減します。 | 総務・地域文化・福祉・子ども家庭・健康・環境清掃・教育委員会 | 641 |
| | | | 庁舎の維持管理 | 区役所本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎及び第二分庁舎分館の施設の維持管理等を行います。 | 総務 | 642 |
| | | | 区公共施設の計画保全 | 修繕基本計画を策定し、区施設の管理者へその内容を提案します。また、建築基準法に基づく法定点検の業務委託を実施し、その点検結果に基づきデータを更新して、修繕基本計画の見直し等を行います。 | 総務 | 643 |
| | | | 土木アセットマネジメントシステムの運用 | 道路や公園など土木施設の台帳を土木アセットマネジメントシステムで管理します。また、システムを活用して予防保全や計画的修繕について検討し、資産の長寿命化や予算の平準化を図ります。 | みどり土木 | 644 |
| | | ④ 有効活用 | 区有財産の管理 | 区が所有する土地及び建物等の公有財産のうち、各部の事務事業の用に供している財産(行政財産)の管理・総合調整、事務事業の用に供していない財産(普通財産)の有効活用等を行います。 | 総務 | 645 |
| | | | 新宿区土地開発公社への運用資金貸付金等 | 土地の先行取得に必要な金融機関からの借入金に対する債務保証を行います。また、借入金等の返済に必要な資金の貸付けや事務費等を負担しています。 | 総務 | 646 |